

平成20年第6回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成20年9月10日(水曜日)

議事日程 第1号

平成20年9月10日(水曜日) 午前9時開議

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 議長諸報告 | |
| 日程第4 | 請願・陳情文書表 | |
| 日程第5 | 行政報告 | |
| 日程第6 | 発議第8号 | 議員派遣の件について |
| 日程第7 | 発議第9号 | みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について |
| 日程第8 | 報告第9号 | 株式会社水の故郷の経営状況報告について |
| | 報告第10号 | 株式会社月夜野振興公社の経営状況報告について |
| | 報告第11号 | 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況報告について |
| | 報告第12号 | 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告について |
| 日程第9 | 報告第13号 | 訴訟の提起について |
| 日程第10 | 承認第10号 | みなかみ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第11号 | みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第12号 | みなかみ町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第11 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第84号 | みなかみ町公平委員の選任について |
| 日程第13 | 議案第85号 | みなかみ町教育委員会委員の任命について |
| 日程第14 | 議案第86号 | みなかみ・水・「環境力」宣言について |
| 日程第15 | 議案第87号 | みなかみ町税条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第88号 | みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について |

日程第16	議案第89号	みなかみ町子育て支援条例の制定について
日程第17	議案第90号 議案第91号	みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第92号	平成20年度みなかみ町立にいほる認定こども園大規模改修工事請負契約の締結について
日程第19	議案第93号 議案第94号 議案第95号 議案第96号 議案第97号 議案第98号 議案第99号 議案第100号	平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)について 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について 平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について 平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について 平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について 平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第2号)について 平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)について
日程第20	認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号 認定第7号 認定第8号 認定第9号 認定第10号 認定第11号	平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

会議録署名議員

6番	林喜美雄君	17番	森下直君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部正 書記 深代和恵

説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

開 会

午前9時00分 開会

議長（傳田創司君） 皆さん、おはようございます。

閉会中には、議員各位におかれましては休む間もなく、各常任委員会の管内視察などをはじめ、いろいろと活動をされまして大変にご苦労さまでした。

暑かった夏も過ぎまして8月下旬を過ぎましたら、急に秋の気配を思わせるような気候となりました。まだ残暑もあろうかと思いますが、幾分朝晩など過ごしやすい日が続いております。

振り返ってみますと、今年の夏は、時々スコールを感じさせるような雨の多かったこと、局地的なゲリラ豪雨、記録的集中豪雨で新治地区ではピンポン球のような雹害により、リンゴなど果樹・農作物に多くの被害をもたらしました。被害者の方々へ心より御見舞申し上げますと共に、今後なお一層の頑張りをご期待申し上げます。

また、水上地区におきましては、野外音楽イベントのレイブ集会と称して、大麻等覚醒剤及び薬物乱用による事件が起きてしまいました。

当局並びに議会といたしましても、観光の町としての立場から今後の対応について、真剣に取り組んで行かなければなりません。

ここで過日、全員協議会で決めていただきましたことの確認をいたします。

今期議会より、一般質問の質問席が変わります。

ご覧のとおり、議席前列の中央議席を質問席といたします。

質問時間は以前と変わりなく、答弁を含めて40分、質問方法も第一回目は一括質問、再質問は質問席より続けていただきます。

当局の質問に対する答弁は今までと変わりませんのでよろしくお願いいたします。

さて、本日、議員各位におかれましては諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は代表監査委員の阿部仔一さんにおいでいただいております。

お忙しい中、本当にご苦労様でございます。よろしくお願いいたします。

ただ今の出席議員は23名で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより平成20年第6回（9月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

本日も議場内の気温は、これから上昇すると思われますので、上着につきましては、ご自分の判断でお願いいたします。

町長あいさつ

議長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 平成20年9月定例議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

二十四節気の一つ白露も過ぎ、秋の気配と共に、草木に朝露を見る季節を迎えました。

議員各位には、本日、議会招集のご案内を申し上げましたところ、早速ご参集賜り厚く御礼を申し上げます。

また、代表監査委員の阿部仔一様にはご出席を願い、ご指導頂けますことに心より感謝を申し上げます。監査委員さんには、7月10日から7月23日までの9日間にわたり、一般会計をはじめ、各特別会計並びに企業会計の決算審査をして頂きました。今定例議会では、その審査結果をもとにご指導を頂きますがよろしくお願いを申し上げます。

さて、みなかみ町の平成19年度決算の概要が明らかになり、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化の判断比率が算出されました。

お陰様で5指標とも健全化の判断比率以下であり、概ね健全財政の道を進んでいることを確認できました。

特に、実質収支は約8億9千万円の黒字となり、これによって4億5千万円を財政調整基金に積み立てることができました。

したがって、平成20年度末の財政調整基金は約20億円を目指しています。

次に、判断比率が25%以下を目安とする実質公債費比率は19.9%となり、昨年の21.4%を大幅に改善することができました。今年度も9月補正を含め、4億円以上の繰上償還を予定していますので、来年度以降、さらに改善できるものと思います。

また、標準財政規模に対する地方債や債務負担等の割合を示す将来負担比率は121.4%となりました。健全化基準は350%で大きく下回っていますが、今後も合併特例債の計画的な運用等を図るなどして、過度な負担を将来に残すことのないよう財政運営に努めてまいります。

一方、水道事業会計の資金不足比率は10.6%となりましたが、これは合併前の水道料金の未収金の一部を不能欠損の処理をしたためであります。

平成20年度は解消される見込みではありますが、依然として1億4千万円の一時借入金と5億5千万円余の累積赤字額の処理がありますので、一層経営の健全化に努力してまいります。ご案内のとおり、新生みなかみ町の誕生にあたり、私は「財政の健全化」を掲げて町長に就任しました。

何故ならば、合併前の3町村の財政を分析した時に、将来の財政運営に大きな不安を抱き、健全財政なくして「夢のある町づくり」はできないと考えたからであります。

そして、夕張市の財政破綻の実態を見て、先送りの悲劇を決して出さないことを肝に銘じ、行財政改革に挑戦をしてきました。

幸いにも、この間、歳入面では国・県の合併支援や民事再生等で増収を図ることができ、一方、歳出面では職員の協力で「勸奨退職者制度」を進める等、大幅に人件費を削減することができました。併せて、町民の協力で補助金等の削減もでき、大きく経常経費を減らすことができました。

お陰様で、県内ワーストワンであった経常収支比率102.8%は、90.6%まで下げることができましたが、このことは関係皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝と御礼を申し上げる次第であります。

また、借金残高は、普通会計で184億5千万円から6億円減らし、178億5千万円となり、基金（貯金）は15億円から、17億円増やして32億円となりました。

今後もこの傾向を堅持し、私の任期が切れる平成20年度の決算時には、さらに借金を

4億円減らして174億5千万円とし、基金は4億円増やして36億円を目標に財政運営を進めてまいります。

しかし、今日まで進めてきた行政改革の財政効果は、町村合併等による一過性のものと認識をしております。したがって、今後は同じ手法では運用せず、新たな発想で取り組まなければ「財政規模100億円・職員240人」の達成はできないと認識しています。

そこで、公共施設の運営も含めて、町が行っている事務事業の抜本的な見直しを行い、「施策の目標と事業の有効性」の観点から、統合や重複事業の排除、さらには業務の改善策を立案していく体制を整備したいと思います。

真の改革は儉約だけでは実現できず、行政経営の構造やシステムを替えなければ達成できません。間もなく町村合併から3年になりますが、「今行っている行政サービスがどの水準にあり、合併前と後でどのように変化したか、また、財政規模100億円と職員数240人を前提に、今後どのようにしたら効率的で質の良いサービスが実現できるか。」等、職員一人ひとりが検証し、改善していくシステムづくりが肝要であります。

このシステムは「行政評価」と呼ばれるもので、三重県が行政改革の手段として導入し、その成功事例を参考にして、近年、各自体が積極的に導入しているものであります。

一言で言えば、施策や事業の評価結果を財政状況に合わせて、町民等に情報提供し、経営の効率化はもとより、住民と行政の協働による行政運営を目指すものであります。

私は3月議会の開会挨拶の中で、下半期に「みなかみ町合併検証委員会」を設置し、合併によって実現できたことを確認し合い、さらなる前進を遂げるための地歩を固めたいと申し上げました。

「合併検証委員会」では、この「行政評価システム」で整備する資料を基に活発な議論を願いたく、所要額を補正計上いたしたところでございます。

私の任期も、余すところ1年であります。私の使命は「財政の健全化」と「夢のあるまちづくり」の礎を築くことでもあります。

昨年は改革元年と銘打って、職員数240人と財政規模100億円を目標に、「行財政改革行動指針」を策定しました。この目標を実現するためには、「組織機構の改革」、「職員の人材育成」、そして「行政評価システムの構築」が不可欠であります。

これらの手段を改革の3本柱として、足腰の強い行財政基盤の確立に向けて、一層の努力を重ねてまいります。

本定例会に提案いたします案件は、会社の経営状況報告等の報告5件、承認3件、決算認定11件、議案としては、委員の選任、条例の一部改正、契約の締結並びに補正予算等であります。各議案の内容は、後刻説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議員各位には自愛の上、審議にご精励下さいますようお願い申し上げます、開会にあたりましての挨拶に代えさせていただきます。

開 議

議 長（傳田創司君） 町長のご挨拶が終了しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

6番 林喜美雄君
16番 森下直君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日9月10日より、9月19日までの10日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9月19日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

平成20年6月定例議会以後の閉会中の主な事件について報告を行います。

閉会中とはいえ、大変多くの行動があり、まず副議長始め各委員長などへの出席願いや、ご協力頂いたことを申し添えます。

6月定例議会において、各常任委員会の所属替えを行った関係上、それぞれ常任委員会の所管に該当する町内施設等、管内の視察を行ったことは承知の通りであります。

当局関係職員の方々にもご多忙中いろいろとお世話になり、大変に意義のある視察であったと感じております。今後、議会としては、これらの勉強を通して、合併した町としての立場から、新しい町づくりに向かって、町民のためにどうすべきかについて考え、大いに活動していかなければならないと思います。

さて、7月24日、県土木担当による町内の今年度計画事業について、恒例の現地視察説明会を受けました。終了後、正副議長、産観常任委員会の方々を含む、意義ある懇親会を水上地区松ノ井ホテルにて行っております。

7月25日、愛媛県西予市議会産業建設委員会行政視察の受け入れの対応をいたしました。農業を中心とした観光農業について、新治地区たくみの里の成功例の内容について、観光カリスマ河合進元新治村助役さんより講演をしていただきました。9人の視察関係者には大変喜んで帰っていただいております。

また、8月20日、青森県七戸町より、19名による地域代表を含む関係議員の視察団を受け、上毛高原観光センター内のまちづくり観光協会会議室にて、町と新幹線上毛高原駅について、また、駅名の名付けた理由などについての視察を受けております。また上毛高原駅長さんからも構内に入り説明を受けました。

7月27日、毎年の交流事業となりました、埼玉県浦和市祭りに町から特産品ヨーグルトなどの農産物を市内中心街に持ち込みまして販売するなど、都市間交流推進連絡協議会が開催され、例年参加されている南会津市・南魚沼市・鴨川市・みなかみ町など5自治体に参加いたしまして、意義ある交流会に出席させていただきました。

また同日、東京千代田区北の丸公園にて、第32回水の週間記念式典が利根川上下流交流会として開催され、産観正副委員長に代表して出席していただいております。

また、新治地区ではカップ祭りが開催され、議会として副議長に出席をお願いしました。予定されていましたが湖上花火は悪天候のために翌日に延期になりました。

7月29日、県道渋川～下新田線期成同盟会が高山村役場で開催され、私と産業観光常任委員長が出席いたしました。

また同日、玉原道路建設促進期成同盟会理事会が、町中央公民館にて、沼田市の関係者を含む、会議が行われ、県道への要望内容の玉原越道路の文言を生活道路を重視した道路にということで池田町へ通じるトンネル道路としていきたいなどの協議がなされております。

8月7日、第59回利根川治水同盟治水大会が小山市立センターで開催され、議会より副議長、産業観光常任委員長など多数の議員のご協力ももちまして出席しております。

また同日、役場において、利根川源流森林整備協議会の設立概要説明があり、説明に後、内容の承認を受け、役員選出、平成20年度事業計画収支予算、今後の予定として、10月12日森林整備発足式を藤原宝台樹地区において行うなどの協議がされております。

8月9日、取手市恒例の花火大会、市からの招待により、今年は町から町長ほか議員、職員、そして傷痍軍人会の方々を含む18名、夏の夜の一時を楽しませていただき、取手市長ならびに関係者の方々と交流を深めてきたところでございます。軍人会の方々も高齢にもめげず頑張っておられました。

また8月17日、みなかみ祭りには取手市長さんほか3名の関係者の方々に当町を訪れていただきまして、祭りに花を添えていただいたところであります。

8月15日、終戦記念日、前橋スポーツアリーナにおいて、県戦没者追悼式が挙行され、町長と共に参加させていただき、献花を捧げ、ご冥福をお祈りさせていただいて参りました。

8月18～19日、県議長会・事務局長合同研修会が東京市町村会館で開催され、阿部局長と共に出席をいたしました。初日18日は、県議長会臨時総会が開催され、報告第1号として、平成19年度本会一般会計補正予算について、理事会の議決を経ている内容報告があり、次に承認第1号副会長補欠選任について、やはり理事会で報告を得ている内容の報告がありまして、補欠当選者、利根郡町村議長会長であります川場村議会議長の砂山芳夫氏について総会の承認を求められ、全副会長岡田武二氏退任による後任として承認をされております。

その後、市町村アカデミー客員教授大塚康男氏による「議会人が知っておきたい危機管理術」と称してのテーマで講演を受けました。本人の発行されたコンプライアンス（転ばぬ先の杖）の内容の分かる本を購入して参りましたので、関心のある方はご覧下さい。

また翌日は、「日本の行方」と題して、テレビ等でおなじみの政治評論家森田実氏、また地方自治の現状と課題と題し、東京大学名誉教授大森彌氏より、それぞれ大変ためになるお話を聞くことができました。

帰りには、郡の関係者出席者全員で、今月7日より銀座にオープンした「ぐんま総合情

報センター」を視察し、金子所長さんよりオープン後の経過内容などについての説明を受けることもできました。

8月20～21日、全国議会広報研修会に林、阿部正副委員長ならびに前田委員が出席しました。

その他、本日定例会までに、みなかみ祭り・藤原湖マラソン・新治そば打ち祭り・防犯協力会臨時会議・利根川適正利用推進協議会で事故に対する対応協議等々、各地域での祭りイベントを含む数多くの行事に対して、それぞれの立場でご協力いただいたことに対しまして感謝を申し上げ、議長諸報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） これにて議長諸報告を終了いたします。

日程第4 行政報告

議長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 2件、行政報告を申し上げます。

まず1点目は、レイブと呼ばれる野外音楽パーティに関連した薬物事件についてご報告申し上げます。

去る8月16、17日に粟沢地区の「自然子供の国キャンプ場」で300～400人が参加して行われたレイブでは、新聞等で報じられているように乾燥大麻（マリファナ）や合成麻薬MDMAを使用して、大麻取締法や麻薬取締法違反で、17～40歳の男女12人が逮捕されました。

また6月開かれた同じレイブに参加した前橋市の24歳の女性が、その3日後に死亡し、体内から禁止薬物が検出されていたことも明らかになりました。

こういった事態を受けて、町では主催者および観光まちづくり観光協会から事情聴取を行いました。また、文書で同協会に対し、事件に対する認識や具体的な対策について報告を求めるとともに、キャンプ場での施設の所有者・運営者に対して、利用者が公序・良俗に反するような行為を行わないよう施設管理の徹底を申し入れました。

その後、利根沼田県民局および沼田警察署と協議を行い、観光まちづくり協会と施設所有者・運営者に対して、レイブ開催の自粛を要請しました。

そんな中、8月22日夜から24日午前にかけて、藤原地区の奈良俣湖畔にある「オートキャンパーズエリアならまた」で行われたレイブでは、麻薬「ケタミン」を使用した疑いで神奈川県内の会社員1名が逮捕される事態となりました。

こういった事態に対して、町は8月26日にみなかみ町防犯協会の臨時総会を招集して、今後の対応を協議し、次の事項を決議しました。

1. レイブの主催者が承諾すれば、会場内の安全巡視を町、防犯協会、水資源機構等で協力して実施する。
2. 町民の意識を喚起するため、薬物乱用防止のチラシ配布（各戸配布）を行う。
3. 施設所有者に町、防犯協会連名で、土地及び施設を貸さない要請を行う。
4. 犯罪に結びつく恐れのある、不審情報の提供を促進するピーアールを行う。

5. 10月7日に実施する「みなかみ町秋季地域防犯パレード」において、横断幕、チラシ等を使用し、薬物乱用防止キャンペーンを実施する。

6. 町民を対象に薬物乱用防止講演会を実施する。

以上6項目について、速やかに実施する予定であります。

また、その後、残念ながら、自粛要請を行ったにもかかわらず、前売り券を既に販売していること等を理由に、前とは別の主催者が同じ奈良俣湖畔で8月30～31日にかけて、レイブが行われました。町と防犯協力会では巡視を実施しましたところ、警察・県・水資源機構等の協力を得て、当日は合同で巡視及びチラシ配布をしたところでありました。

さらに今月27日、28日にも、同地区で開催の予定とのことでありましたが、昨日、主催者は水資源機構と群馬スノウアライアンスの中止要請に応じ、開催を自粛する旨の連絡がありました。何れにしても、町は、町民・観光客を禁止薬物から守り、安全で安心の町づくりを進めるために、レイブ等の公序良俗に反する興業、またはこれに類する娯乐的催し物は、断固排除していく決意であります。

今後とも、議員各位のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

次に、去る8月30日、31日の二日間にわたり、たくみに里において「たくみの里そば祭り」が開催されました。

このそば祭りは、福井県で毎年実施される「全日本素人そば打ち名人大会」の「北関東予選会」として開催をされました。30日は、仲良し大会と銘打って、ペアによる蕎麦打ちや、団体による蕎麦打ち、達人大会では滅多に見ることができない一度に2キロの蕎麦粉を打つ大会が行われました。参加者は関東一円から88名の方々が参加しました。

31日には、名人大会が行われましたが、名人大会の予選会は全国16会場で開催され、会場毎に3名の名人が選抜され、全国大会に出場することになっております。

今日まで北関東予選会は二回開催をされていますが、その内の一回がたくみの里で開催されたこととなります。名人大会は30名の選手が参加しまして、関東各県のほか、宮城県や長野県からも参加をされておりました。

大会は、スタートの合図とともに、蕎麦粉をこね鉢にあげ、こね、のし、切り、できた蕎麦を揃え、道具を掃除し、所定の位置に戻すまでを40分以内とし、その技術を全国大会事務局から派遣された審査員が審査をして、順位を決めたわけでございます。

参加者はさすがに素晴らしい技術を持ち、寸分もたがわぬ見事な蕎麦が打ち上がり、会場から賞賛の声が出るほどでありました。会場の外では、東京から来た「江戸流手打ち蕎麦・鶉の会」の皆さんをはじめ、「日本そば打ち名人会」、「奥利根麵友会」の皆様方が、蕎麦打ちの実演と蕎麦の販売を行い、たくみの里を訪れた多くの人々を喜ばせてくれました。

今回、この大会に来て頂いた審査員からは、たくみの里は蕎麦祭りの会場としてとても素晴らしいので、ぜひ来年も開催して欲しいとのご意見をいただきました。

今年の「そば祭り」は時間のない中で思うようなピーアールが出来ませんでしたが、2日間で大会出場者108名、見学者3千人を超えておりまして、関係者の宿泊は500人以上に上っております。

観光振興の上でも大変効果のある催しものであり、また奥利根地方の蕎麦の素晴らしさを広める絶好の機会になりましたので、町としては来年もぜひ実施して欲しいと願っているところであります。

最後に、この「そば祭り」を主催した「NPO利根川源流の町みなかみそば連合会」及び「奥利根麵友会」、「三峰蕎麦組合」の皆さんと、ご支援とご協力を賜りました群馬県を

はじめ、関係団体の皆さんに心から感謝と御礼を申し上げて、行政報告とさせていただきます。

議長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（傳田創司君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情はお手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

平成20年第6回（9月）みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第8号	観光地における夜間の騒音及び騒動の制限に関する請願	みなかみ町月夜野 1744-1	平成20年8月26日
		観光まちづくり協会会長 岩田 照丈 ほか賛同者 28人	総務文教常任委員会
		久保秀雄 河合幸雄	
	【請願趣旨】		
	森・山・川とくれば、「音楽会」が続く昨今の音楽ブームの中で、今月「レイブ」という類の音楽会が当地で開催され、大麻保持者計12名が逮捕されました。		
	幸いにして、当町町民は逮捕者の中に含まれていませんでしたが、町民あるいは地域の若者達への「悪の伝播」を未然に防がねばなりません。		
	観光の町としてのイメージが高まれば高まるほど、その必要性は高まります。同時に、誰もが納得し、感心する「観光の町としての風格・品性」を創りあげていかねばなりません。美しく、威厳のある森・山・川という自然がその拠り所でもあります。これらの場所が犯罪に利用されることは許されません。		
	以上の点から、近隣に迷惑となる夜間遅くの音楽活動や騒音・騒動を防止するための条例の設置を請願するものです。		
	【請願事項】		
	1. 野外での夜10時を超えて行われる音楽活動については原則禁止とする。		
	2. 当町内において、野外で音楽会を開催する事業者及び施設、土地所有者は、その事業計画を連名で当町へ届け出るとともに、犯罪の防止策を提出し、計画に基づいて犯罪の防止に努めなければならない。		

平成20年第6回(9月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第4号	社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択について	沼田市白岩町213 連合群馬沼田地域協議会 議長 中村 一喜	平成20年8月22日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>地域における医師不足をはじめとして、医療、介護、福祉などの社会的セーフティネット機能が著しく弱体化している。非正規労働の拡大は、生活保護基準以下で働く、いわゆるワーキングプア層をつくり出し、社会保険や雇用保険に加入できないなど、住民の生活不安は確実に広がっている。</p> <p>そのような中で、7月29日に閣議了解された「平成21年度予算の概算要求に当たったの基本的な方針について」において、社会保障関係費予算を2200億円抑制することが示された。これでは、地域の医療体制や介護人材確保は深刻な事態に陥りかねない。</p> <p>不安定雇用が拡大し、雇用情勢の悪化が懸念される中、労働保険特別会計の国庫負担金の削減は、雇用社会の基盤を揺るがしかねない。</p> <p>よって住民の生活不安を増大させる社会保障関係費の2200億円削減方針の撤回を求める意見書採択を陳情します。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太方針2006)で打ち出された社会保障関係費を毎年2200億円削減する方針を撤回すること。</p>		

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第5号	生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書採択について	沼田市白岩町213 連合群馬沼田地域協議会 議長 中村 一喜	平成20年8月22日
	<p>【陳情趣旨】 原油や食料品の価格の高騰が続き、国民、勤労者の生活を直撃している。日本の景気はさらに減速しているという見方も増え、特に生活困窮層にあっては「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が保障されなくなるおそれがある。これまでの景気回復下において、国と地方の格差は拡大し、地域経済は疲弊している。賃金が低下する中、物価高騰による購買力の低下は、住民の生活を圧迫させ、さらなる地域経済の悪化や地方行政運営による深刻な影響を与えることが懸念される。国民生活における不安を解消し、その安定を図るため、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見の採択を陳情します。</p> <p>【陳情事項】 原油や食料の高騰に伴う実質所得低下を緩和するため、中低所得者層を中心とする所得税減税や、生活困窮者に対する補助金制度の対する物価上昇分（3%程度）の上乗せを行うこと。</p>		

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第6号	湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)として活用させて頂きたい	みなかみ町布施71-2 NPO法人みんなの太助さん 理事長 永井公司ほか9人	平成20年8月25日
	<p>【陳情趣旨】 現存する施設は、旧新治村時代に保健センターとして活用されていた建物で構造的にバリアフリーとなっており、グループホームとしての利用が容易であって有効活用が出来ます。旧新治村には、グループホーム施設使用を望む潜在的な要望があります。旧新治村のほぼ中央部に位置し、交通至便であり、利用者が安心して生活をおくることができます。近隣に医療施設もあり、万一の時には素早い対応が出来ます。施設内には中庭があり、また隣に屋内ゲートボール場もあり、一般高齢者との交流も可能です。NPO法人「みんなの太助さん」の理事は、充実しており、安心できる管理のもとに受け入れ責任を明確にしております。</p> <p>【陳情事項】 湯宿温泉に所在する旧新治村保健センター施設を認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）として活用させていただきたい。</p>		

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第7号	ラフティング行為の自粛及び中止について早急に改善して下さい	沼田市西倉内町734-4 利根漁業協同組合 代表理事組合長 吉澤 郁夫	平成20年9月2日
	<p>【陳情趣旨】</p> <p>先般、みなかみ町の湯桧曾川東黒沢（利根漁協の漁業権が設定されている）でのキャニオニングの死亡事故の発生は、当組合として遺憾とするところであります。</p> <p>この事故後、当組合では観光まちづくり協会に対して、町内の限られた小渓流でのキャニオニング実施について、生息している渓流魚である山女、岩魚等の生息を著しく脅かす行為であり、自粛要請を提出させて頂いた矢先にまた報道メディアに大きく取り上げられた薬物事件が発生しました。これは今まで培ってきた「観光みなかみ」のイメージを大きく損なう出来事となり、利根川でのラフティング、小渓流でのキャニオニング共々、釣り人からの見解は決して良いものではなく、益々その念が増大する事になりました。</p> <p>当組合では、特にみなかみ町を流れる利根川を中心に湯桧曾川、谷川、阿能川、藤原地内の河川、また矢木沢ダム奥利根湖等に岩魚・山女・ワカサギ等の稚魚・成魚を本年も既に数万尾の放流を行っています。</p> <p>放流事業については、「観光みなかみ」に一人でも多くの釣り人が入り、少しでも町の潤いに結びつけばとの考えから、陰ながら努力しているところであります。</p> <p>みなかみ町議会におかれましては、在住するラフティング業者の常識ある行動を強く促すとともに、ラフティングの河川使用に際し、釣り人の安全と漁場及び魚類の保全の観点から、一段のご理解をいただき、ラフティング行為の自粛及び中止について早急に改善して下さいますよう、ここに利根漁業協同組合員約三千人と遊漁者の声として町議会のご英断をお願いする次第であります。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>ラフティング行為の自粛及び中止について早急に改善して下さい。</p>		

議長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

日程第6 発議第8号 議員派遣の件について

議長（傳田創司君） 日程第6、発議第8号、議員派遣の件についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（傳田創司君） 本件につきましては別紙のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

日程第7 発議第9号 みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長(傳田創司君) 日程第7、発議第9号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、提出者林喜美雄君より提案理由の説明を求めます。

6番林喜美雄君。

(6番 林喜美雄君登壇)

6番(林喜美雄君) 発議第9号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の公布に伴い、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる。」の規定が新たに設けられました。

このことにより、議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

それに伴い、第16章以下の番号が別紙のとおり、繰り下がるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発議第9号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第9号の質疑を終結いたします。

これより発議第9号について、討論に入ります。

まず反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて発議第9号の討論を終結いたします。

発議第9号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号、みなかみ町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第9号 株式会社水の故郷の経営状況報告について
報告第10号 株式会社月夜野振興公社の経営状況報告について
報告第11号 株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営状況報告について
報告第12号 月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告について

議 長（傳田創司君） 日程第8、報告第9号、株式会社水の故郷の経営状況報告についてから、報告第12号、月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告についてまで、以上4件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 報告第9号、株式会社水の故郷の経営状況の報告から、報告第12号、月夜野クラフトビール株式会社の経営状況の報告まで一括してご説明申し上げます。

最初に**報告第8号、株式会社水の故郷**についてですが、町から湯テルメ・谷川、奈良俣サービスセンター、水紀行館の3施設について指定管理を受け事業を実施しています。

湯テルメ谷川は、入場者数が減少しましたが、町民無料券の廃止により、売上高は向上しました。

奈良俣サービスセンターは、入場者数は10%近く伸びましたが、売り上げについては1.5%の増にとどまりました。

水紀行館は、土産売店の営業が7月後半から開始するという厳しい状況でしたが、総売上は38.8%増加しました。会社全体の売上高は、2億4,989万9,767円で、その売上原価は、1億1,837万1,398円であり、売上利益が、1億3,152万8,369円となりました。販売費及び一般管理費が1億2,362万4,723円で、営業利益は790万3,646円となり、営業外収益及び費用を差引きし、当期純利益は、624万6,239円となりました。利益については次期繰越利益とし、繰越利益総額は、1,203万6,717円となります。

次に**株式会社月夜野振興公社の経営状況**ですが、19年度は真沢ファーム交流施設と月夜野は一べすとの2施設について指定管理を受けて事業を実施しています。

真沢の森ですが、前年度に比較し、宿泊客数が7.6%、日帰り客数が36.9%伸びていますが、損失が発生している状況です。

売上高は6,161万7,646円で、その売上原価は3,333万6,908円であり、売上利益が2,828万738円となりました。

販売費及び一般管理費が3,071万6,792円で、営業損失は243万6,054円となり、営業外収益及び費用を差引きし、当期純損失は55万1,450円となりました。この損失を加えて、累積損失は943万8,591円となりました。

次に**株式会社猿ヶ京温泉夢未来の経営上況**ですが、前年と同様、猿ヶ京温泉交流公園と相俣ダム周辺施設の2施設について指定管理を受け事業を実施しました。

交流公園のまんてん星の湯ですが、有料入浴者数は3.6%増加しましたが、交流公園

全体の来場者数は7.4%減少しています。

売上高は1億6,506万5,555円で、その売上原価は2,872万334円であり、売上利益が1億3,634万5,221円となりました。販売費及び一般管理費が、1億4,040万2,673円で、営業損失が405万7,452円となり、営業外収益及び費用を差引き、当期純損失は283万3,919円となり、累積損失は2,124万9,272円となっています。

次に月夜野クラフトビール株式会社の経営状況ですが、入場者数・売上高ともに前年を下回りましたが、経営改善を図り、当期利益を確保しております。

売上高は1億4,152万7,774円で、その売上原価は5,678万4,543円であり、売上利益が8,474万3,231円となりました。

販売費及び一般管理費が7,699万7,238円で、営業利益が774万5,993円となり、ここから営業外収益及び費用を差し引いた当期純利益は426万2,705円となっています。損失補償している借入金の返済も滞りなく実施をされ、当期末残高は、5,936万5,103円となっております。

損失が続いている会社につきましては、町といたしましても経営改善の指導を行い、健全経営を努めていきたいと考えております。

以上もちまして、経営状況の報告といたします。

議 長(傳田創司君) 以上で報告第9号、株式会社水の故郷の経営状況報告についてから、報告第12号、月夜野クラフトビール株式会社の経営状況報告についてまでを終わります。

日程第9 報告第13号 訴訟の提起について

議 長(傳田創司君) 日程第9、報告第13号、訴訟の提起についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局長。

(事務局長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 報告第13号について、ご説明申し上げます。

名義人である議案記載の者は、平成7年7月より、現町営住宅高日向団地D棟301号に入居し、平成15年1月分から本年7月分までの53ヶ月分、451,200円が未納となっております。

町営住宅の家賃滞納者の中でも支払い意思が希薄であり、催告書等による再三の納付指導にもかかわらず、納付が滞っている悪質な滞納者であります。

町意思表示としては、町営住宅明け渡し通知並びに入居契約の解除通知を配達証明郵便で発送しましたところ、名義人が受け取ったとの郵便物配達証明書が届きましたが、それに対しまして、退去する様子もなく、また納付や弁明する旨の連絡がないままになっていますので、今後これ以上、住宅を使用させることは、毎月定められた家賃を納付している他の町営住宅使用者に対して、公平性が保たれないことから、一刻も早く退去をさせるためには裁判を通して強制退去させること以外に方法はないと判断し、専決処分をいたしたところであります。以上であります。

議 長(傳田創司君) 以上で報告第13号、訴訟の提起についてを終わります。

- 日程第10 承認第10号** **みなかみ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について**
- 承認第11号** **みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について**
- 承認第12号** **みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告について**

議 長（傳田創司君） 日程第10、承認第10号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例から、承認第12号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 承認第10号から12号について、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

当該3条例につきましては、本年6月18日に公布された地方自治法の一部を改正する法律に関連するものであります。

この法律は、ご案内のように地方3議長会及び各地方公共団体の議会の要望を受けて、議員立法により制定されたもので、議員活動の範囲の明確化や議員の報酬に関する規定の整備を行ったものであります。このため当該3条例の一部規定につきましても、改正の要が生じ、また、法律の施行が9月1日となったため、法律の施行日以降、新たな報酬支給日までに条例を公布することが必要となり、9月1日に専決処分をしたところであります。

よろしくご審議の上、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。

承認第10号から承認第12号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第10号から承認第12号の質疑を終結いたします。

これより承認第10号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第10号の討論を終結いたします。

承認第10号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第10号、みなかみ町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

- 議 長（傳田創司君） これより承認第11号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第11号の討論を終結いたします。
承認第11号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第11号、みなかみ町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

- 議 長（傳田創司君） これより承認第12号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて承認第12号の討論を終結いたします。
承認第12号、みなかみ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、承認第12号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

- 議 長（傳田創司君） 日程第11、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 諮問第1号について、ご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として、平成18年1月1日よりご活躍いただいております、みなかみ町藤原2347番地2の林好一さんが、平成20年12月31日に任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。

つきましては、人格識見に優れ、献身的に委員活動をされております、林好一さんを再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審査の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第2号の質疑を終結いたします。

これより諮問第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第2号の討論を終結いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては同意されました。

日程第12 議案第84号 みなかみ町公平委員の選任について

議 長（傳田創司君） 日程第12、議案第84号、みなかみ町公平委員の選任についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第84号について、ご説明申し上げます。

現公平委員である、みなかみ町湯原34番地の黒田克己氏の任期が平成20年11月24日に満了となります。

黒田氏は、地方公務員法第9条の2に謳われておりますように、人格識見に優れ、公平委員として適任でありますので、引き続き、黒田氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、任期は4年であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

- 議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。
議案第84号について、質疑はありますか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第84号の質疑を終結いたします。
これより議案第84号について、討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第84号の討論を終結いたします。
議案第84号、みなかみ町公平委員の選任についてを採決いたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第84号、みなかみ町公平委員の選任については、原案のとおり同意されました。
-
- 議 長（傳田創司君） 議案85号、みなかみ町教育委員会委員の任命については「取り下げ」となりましたので省きます。
-

日程第13 議案第86号 みなかみ・水・「環境力」宣言について

- 議 長（傳田創司君） 日程第13、議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言についてを議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。
（事務局長朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言について、提案理由の説明を申し上げます。
8月27日に開催されました議会全員協議会で、みなかみ・水・「環境力」宣言案につきまして、ご説明いたしました。その内容につきましてご説明申し上げます。
当町は780㎢と広大な面積を有し、美しい山岳地域と利根源流地域等で形成され、貴重な自然や資源に恵まれ、山岳の麓には里山や田園風景が広がり、豊かな生態系とともに農村・街道文化が残されています。
これは、町の貴重な財産であると共に、首都圏の人々にも生命を支える水や酸素の供給・二酸化炭素の吸収を行い、疲労回復・心の癒し等、余暇空間としての役割を担っています。
このような当町の環境と地球温暖化の時代を背景に、私達町民が一丸となって取り組ま

なければならないことは、自然環境に対する思いやりと感謝の念を心に刻み、自然の力と結合して万物の生命を支える「環境力」を育てることであると思います。

そして、この基本的な考えのもと、みなかみ・水・「環境力」宣言の提案をするに至った次第であります。

また、昨年度、「水と森林を育む・エコタウンみなかみ」を策定し、「ふるさとの資源を活かした地域振興構想」の取り組みを推進しておりますが、この構想は町全体の「環境力」を高めるものであり、併せて当町の存在感をPRし、個性豊かな町づくりを思考するものとして連動しております。

提案させていただきます「環境力」宣言案ですが、3つの「力」を表現し、事業メニューの中でモデルプロジェクトを加えさせていただきました。

今後、具体的な取り組み事業は、議員各位とともに知恵をしぼり、検討をしていきたいと、このように考えております。そして、出ました結果については、町民にパブリックコメントを図りながら、推進をしていきたいと思う次第であります。

21世紀は「環境の時代」であります。利根川流域2,900万人の「水源の町」であり、それだけに公益的な役割を果たす責任があります。

今後、事業推進にあたっては、理解者を増やし、衆知を集め、共に「CO2の削減と水源の森林を育む」運動を展開し、「環境宣言の町」として邁進したいと考えているところであります。

なお、「環境力宣言」については、当町の最重要施策の一つとして捉え、今後の具体的な諸施策の実践に向けまして、早急な職員体制を図るべく、現在取り組んでいるところであります。

どうかこの宣言案の趣旨をご理解いただき、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第86号について、質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 「環境力」という言葉についての認知については、どのように考えているのでしょうか。「環境力」という、言葉の意味というか、その意味の語源と言おうか、それはどのように考えているのでしょうか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 「環境力」につきましては、私のホームページで「環境力を競う時代に」ということで、私のレポートが出ておりますけれども、ここに記述したことを申し上げますと、「環境力とは、伝統的な絹織物の縦糸と横糸のように、人間の内なる自然と、外なる自然がそれぞれバランスを保つ力であり、それは人間が自然環境に与える力と行動から生まれ、そこに生まれる相互の力が地球環境を守る。」というように、その行動を「環境力」と言っております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 分かりました。それは、町長がそういうふうの規定したということ、他に規定されているという事実はあるのでしょうか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 私も「環境力」について、二、三の本を読みました。そういう中から、そ

のように感じたのですけれどもね。

やはり、自然というものは、人間が力を与えれば、自然はそれに応えて、言うなれば、森林等にあつては光合成等を活発にするわけですね。だから、その双方の力というものが大事であるけれども、まずは人間が力を与えなければ、その「環境力」というのは生まれないのだよというところに基点はあります。

したがって、この環境力宣言を基にしまして、今現在、森林整備隊の問題点等についても、いろいろと議論もされて、10月12日からその行動が始まるわけでございますけれども、そういう運動をこれから全国的に広げていきたいなというふうに思います。

基本は利根川源流の町でありますし、したがって、ここにある森・山・川を皆さんで守っていきましょう、その力を「環境力」と言って行きたいとこのように思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 立派な宣言の内容になるようにぜひお願いしたいと思うのですが、懸念されるのは、先頃、企業誘致の関係でいわゆる森林の保護ということも関係があるんですが、緑地帯の緩和が、そういう条例が我が町では決まっております。これは一つの例でもあります。

他の面でも、いくつか懸念するものがあるのですが、現実のいろいろな、この地域での環境が、あるいは自然のままのこの現実が壊されていくような部分がないのかどうか、そういう問題と、この環境宣言との関係はどういうふうにお考えなのか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 企業誘致をすると緑地帯が減るといふ、緑地帯に関する条例は、この前改正がされましたですね。それとこれとの関係ですか。

8 番(穂苺清一君) 例えば、一つの例です。

町 長(鈴木和雄君) それは企業誘致に当たっては、それなりの緑地帯の整備は当然、これはやらなくてはならないですね。

したがって、環境力宣言というものは、そういう一つの事例はそれとして、町全体として、やはりこの与えられた自然を守って行こうということになるわけですから、自然破壊とか、そういうものは勿論それはしないような方向で、動きとしては出てくるようになると思います。

先程も森林・山・川を守るという話をしましたけれども、一例を上げれば、例えば谷川岳の291号線沿いにあれだけの車が入り、交通渋滞をして、大変に不便もあると同時に、CO2の発生が大変に多いわけですね。ああいう所については、やはりそれなりに規制をして、CO2の削減を図っていくとか、そういうことも大きな取り組みになるわけですね。

しかし、こういうことについては、極端にやってしまうとやはりいろいろと影響がありますから、それはいろいろと協議をしながら、段階的にCO2の削減等についての取り組みをこの宣言を基にしていきたいなというふうに思うわけです。

それと同時に、みなかみ町にはこれだけの素晴らしい自然があるのですよ、この自然を守るのですよと、こういう素晴らしい自然のある町であるからこそ、企業の方にも来てほしいという、一つの運動もこれも合わせてしたいと思います。

例えば、これだけの森があり、清らかな水があるわけですから、水関係の企業等もやは

りこういう所に、この精神に則ってくれる企業等については、大いにやはり誘致をしたいと思ひますし、そういうピーアールはこれからも重ねて行けたらなと思ひておりますけれどもね。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第86号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします
議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号、みなかみ・水・「環境力」宣言については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第87号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例について 議案第88号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議 長(傳田創司君) 日程第14、議案第87号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてまでは、関連する議題でありますので、以上2件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。
(事務局長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。
(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 一括して、議案第87号と88号について、ご説明申し上げます。
まず、**議案第87号**でございます。
本条例の改正につきましては、地方税法の改正に伴うものであります。
平成20年度適用部分については先に専決処分をしたところでありますが、平成21年以降に該当する部分について、今回改正するものであります。
主な改正内容は、個人住民税において、寄附金控除が所得控除から税額控除に改められたことから、税額控除の規定を定め、控除対象限度額を総所得金額の25%から30%に引き上げるとともに、適用対象を地域における住民の福祉の増進に寄与するものが追加されました。
また、「ふるさと」に対し、貢献又は応援したいという納税者の想いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金控除を拡大し、所得税と合わせて控除を可能とする措置を講じました。
次に、老齢等年金給付を受けている65歳以上の者について、公的年金に係る所得割及び均等割額については、公的年金等から特別徴収の方法により徴収する旨を規定する措置

を講じます。附則の改正部分は、上場株式の譲渡及び配当にかかる課税の見直しなどによる規定の整備が図られました。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

次に**議案第88号**についてであります。

本条例の改正につきましては、地方税法附則第15条第61項が追加されたことにより改正するものであります。公益社団法人等が所有する伝統芸能の公演のための施設に係る都市計画税課税標準額を2分の1とするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより一括して質疑に入ります。議案第87号、88号について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8番（穂苅清一君） 全文をまだ細かくは読んでいないので、簡単に質問したい点があるのですが、今町長の説明の中で、町民税が65歳以上の方の年金からも天引きということで、特別徴収の話がありました。これについての対象者はどのくらいいるのか、チェックをすればそうすると金額も出てくるかと思うのですが、その人数と金額、と同時にこれは例えば、生活困窮者なんかの低額の年金を受給している方もいらっしゃるわけですが、そういうケースも何ら考慮しないで天引きなのか、その2点をお尋ねします。

議長（傳田創司君） 税務課長木村一夫君。

（税務課長 木村一夫君登壇）

税務課長（木村一夫君） 公的年金等からの特別徴収ですが、平成21年10月から予定しております。

該当者につきましては、みなかみ町におきまして、正確な数をまだ出しておりませんが、数百人と予想されます。まだ確定ではありませんけれども、後期高齢者の扱いと同じで、口座等からの希望選択制になるのではないかと予想されます。現在ではそのような状況でございます。

それから年金の収入の少ない方でございますけれども、これについても後期高齢者制度の基準と同じで、天引きされない予定でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第87号、88号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第87号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてから、議案第88号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第89号 みなかみ町子育て支援条例の制定について

議長（傳田創司君） 日程第15、議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 議案第89号について、ご説明申し上げます。

今、みなかみ町の大きな課題は少子化であります。

平成18年度の成人者数は314名、平成19年度は298名でした。

出生数は、平成18年度が130名、19年度は118名でありました。

このように年々少子化が進み、成人者数と比較しますと半分以下の出生状況であります。

この少子化の現実には深刻に受け止めなければなりません。

子供達は将来の日本を、そして、みなかみ町を支える重要な役割を担っているからです。

したがって、今や少子化対策は、子育てを夫婦や家族に任せるだけでなく、国の税制改正等によって、社会全体で負担する制度設計が求められています。

何故ならば、このままの状態を放置すれば、地域や町は勿論のこと、国全体に大きな歪みが生じ、福祉国家の基盤である社会保障制度が崩壊してしまうからであります。

みなかみ町では、「福祉医療制度」や「出産祝金制度」等を行っていますが、更には子育て支援、教育環境の整備等を進めております。

併せて大事なことは、人口の増加と雇用の拡大であります。そのためには、地場産業の振興に力を入ると共に、積極的な企業誘致に取り組むことが肝要であります。

既に月夜野地区では、企業の進出が決定しました。企業誘致は最も効果的な少子化対策であり、更には町の財政力の向上に寄与してくれるものと考えております。

そこで、この条例は急速な少子化の進行に対して、子育て支援の具体的な施策と方向を示し、地域社会全体で連携し、協働して、子育て環境を整備しようとするものであります。

そして、若い人達がみなかみ町で子育てをしたい、住んでみたいと言っていただけるような町づくりにしたいと思っておるところであります。

そして、将来を担う子どもたちが心豊かに成長でき、希望が持てる町づくりを目指して本条例を制定しようとするものであります。

子育て支援条例制定に伴う当面の支援事業としては、一つには、地域において、子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談の実施等を行う子育て支援拠点として、にいはるこども園に併設して、子育て支援センターを設置します。

二つには、小学校入学時と中学校入学時に就学援助費として、運動着購入費等の助成を行いたいと思います。

三つ目には、事業所、町民、子育てボランティアの方々と多くのご協力をいただきながら、これらの皆さん方の協働の中で、この事業に取り組んでいく体制を作りたいというふうに考えているところです。実施については、民生費の敬老祝い金等の見直しをするなどして、対応をして行きたいとこのように考えております。

高齢者対策は必要であります。しかし、少子化対策は、これを支えるためにもっと大切であります。そのような意味から、高齢者対策の方から、その一部をですね、少子化対策に向けられるようにしたいなど、そのような取り組みが出来ればということで、この条例を制定したような次第であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第89号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 人口の減少率なんですけども、みなかみ町が何%なのか。利根沼田地域でそれはどのくらいの位置にあるのか。また群馬県内では人口の減少率、みなかみ町はどのような状況なのか、その辺の情報というのを言ってもらえればと思うのですけれども。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 全体を通しての人口減少率については、持ち合わせがないのですが、一応、総合計画を立てるときにお示しした数字が27年度を目標に数値目標を掲げております。

9番（島崎栄一君） 実績、今までの。

保健福祉課長（林 耕平君） 実績については、今持ち合わせておりませんので、総合計画の数値を参考にして頂きたいと思っております。あとでお知らせしたいと思っております。

議長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 確か、議会の方の全協で出てきた資料で、確か2.1%減少みたいな感じで、利根沼田で一番人口減少率が多かったっていうか、人口が一番減っていたっていうのが記憶としてはあるんですけども、その辺を確かめようと思って、質問したんですけども。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町長（鈴木和雄君） ただ今、質問のありました具体的な数値等については、この会期中にお示しをしたいと思います。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 次世代育成計画というのを県とか、国も作ってあるのですけれども、県とか町とかは作るということになっていたと思うのですけれども、これと子育て支援計画の関係をどういうふう考えているのか。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 次世代育成支援計画を上位計画としまして、今、町は計画を合併する前に立てたものを今継続して実施しておりますが、一応来年度が見直し年ということになっておりますので、次世代育成支援計画が上位計画になります。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 次世代育成計画が、上位計画というふうになってたのですけれども、この要項では、この規定が次世代育成計画の変更に準用されるという形になっていて、それでは逆になるのではないかと思うのですけれども、9条の第5項です。

議長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) 次世代育成支援計画につきましては、国の指導によりまして、一定のものを基準に方向性を決めていくという次世代育成支援計画でありますので、その中に子育て支援条例ということで、町独自の条例を盛り込んでいくということで、積極性を持たせるという意味で今回の支援条例をお願いしたいわけでございます。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 次世代育成計画については、あくまでもこれは次世代支援計画ということで取り組んでまいります。この条例は町独自の施策であります。

議長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 「子供」というのと、「次世代」というのは違うということでしょうか。別だと言うから。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) それは国の方としての今、法律があり、条例化されて今やっていますよね。それとは別だという話です。それはそれで今、課長の方から合併以前にそれぞれ制定されてきて、来年が見直しになってますよという話が今ありましたが、それはそれとして、当然、継続して取り組んでいきますよということを言いたかったのです。これは町独自の施策でありますということです。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

2番阿部賢一君。

2番(阿部賢一君) 子育て支援条例という、町として取り組む姿勢が大変見られて良いことだと思います。

それで先程説明の中で、敬老祝い金から、要するに小中学校の運動着の購入を助成するという説明があったのですけれども、大凡の概算でいくら位の金額になるのか。

また、町から町外の中学校等へ通学している児童生徒の方もいるわけですから、そういう方に対しての対応というものはどのように考えているのか、質問させていただきます。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) 小学校の入学時につきましては運動着・学用品等の支援をしていけたらということで、検討しましたのは3万円×160人くらいを想定しております。

それから、中学校入学時につきましては、運動着、それから制服等で、中学につきましては7万円以上かかるということなのですが、4万円という形で、計小学校・中学校、合わせて7万円ということですが、中学校では230人を想定しております。

ただ、今言われますように町外の関係につきましては、ちょっとまだ細かい詰めをしておりませんが、取り敢えず、町内の商工会の商品券等を利用したいという意見も出ましたので、まだその辺はこれから検討させて頂きたいと思います。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 先程申し上げました敬老祝い金等の一部を回したいという話をしましたが、当然、敬老祝い金につきましては、それぞれの町村によって大分格差があります。

そういうこともよく精査をして、そういう中から、その一部を子供たちの方に回してくれないかなと、そういう理解を求めたいわけですが。まだ具体的な数値等については、この条例を決定して頂いた以降に、また常任委員会等とも協議をしながら、決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 子育て支援条例1条から20条までありますが、これは国でも各種のいろんな法律が出来ております。そういう点では遅きに失したかなという感じもしないでもないので、子育てのこういう支援条例を町独自として進めるということは、私は立派な姿勢であるというふうに私も思います。

しかし、現実の地域の問題を考えたときに、子育ての場所として、この中にも固有名詞が出てきておりますけれども、施設の名前が出てますけれども、託児所とか、あるいは幼稚園、保育園関係、そういうところの施設が中心になりながら、それぞれ地域で子育ての支援センターなりが必要かと思うのですが、具体的なみなかみ町全体での支援センターなりも、今一つが例示されただけですけれども、そういう点で考えたときに、幼稚園・保育園関係、あるいは託児所も非常に少なくなってきたという、この地域の現状等を考えたときに、実際の子育て支援を進める上で、今私が言ったような託児所・保育園・幼稚園等の活用なり、そういう場所での地域でのきめの細かい、いわゆる細かい狭い地域でのそれぞれ、地域での支援体制はどう考えているのか、それを一つお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 子育て支援センターを今ここに例として出しましたけれども、当然、これから今、穂苺議員言われますように、幼稚園・保育園等の連携の中でそれは大いにやるのは結構なことだと思いますね。

それと同時に、幼稚園・保育園のみならず、やはり小中学校等の空き校舎等を活用する中で、こういう取り組みをしていくのも、この町としては今後出来るのではないかなという感じは持ちます。

何れにしても、町独自の取り組みでありますし、また、こういう例はちょっとあまり聞いていないのですけれども、少子化の実態等については先程申し上げたとおりでありますから、これを増やすためにはどうすればいいのか、あらゆる角度から検討して、良い方向が出るのならば、それに積極的に取り組んでいく姿勢は、私は大事なのであろうというふうに思っています。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝議員については、3回の質疑を終えております。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号、みなかみ町子育て支援条例の制定については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） この際、休憩いたします。10時50分から再開いたします。
（10時33分 休憩）

（10時51分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言申出

議 長（傳田創司君） 先程の島崎議員からの質問に対しまして、保健福祉課長からの答弁をお願いいたします。

保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 前年対比の人口増加率について質問がありまして、群馬県では全体ではマイナス0.24、それから沼田市がマイナス0.78、みなかみ町がマイナス2.32と数字が大きいです。これは19年10月1日、毎年10月1日に調査を掛けておりますので近似値では19年10月1日の数字が新しい数字でございます。

9 番（島崎栄一君） 川場とか、片品とかは分かりますか。

保健福祉課長（林 耕平君） 片品がマイナス2.39、川場がマイナス0.26、昭和村が0.26、ちょっと片品、川場、昭和については、18年度の数字になりますけれども近い数値ということでお願いします。

日程第16 議案第90号 みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第16、議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいただきます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第90号について、ご説明申し上げます。

本条例改正は、山岳資料館土合サテライト施設を行政財産から普通財産に変更するため、条例から土合サテライト施設を削除するものであります。

当施設は3月議会において条例化し、町で運営しているところですが、今後はエコツーリズム推進協議会による運営をしていきたいと思っております。このことに対し、JR東日本旅客鉄道株式会社が支援をすとのお話があり、すでに本年は標識設置について支援をして頂くことが決まっております。

推進協議会では、水上山岳会や山岳ガイドの会並びに谷川岳山岳環境研究会を中心とし、旅館組合や交通機関にも加わって頂き、まずは準備会を設立し、当面は準備会で施設の運営を行っていききたいと思います。

施設では、インタープリターによる登山やトレッキングのガイド、登山教室、自然保護

活動などの事業を展開し、事業収入も得る事を考えています。そのためには、施設を普通財産にし、施設を貸付することにより、事業展開を柔軟に実施することが大事であります。

このエコツーリズム推進協議会は、本年4月1日に施行されたエコツーリズム推進法に基づくものであり、自治体が協議会に加わることが条件となっており、運営の透明化は確保されることとなります。

なお、この協議会が4省庁に認めて頂ければ、国の支援も得ることができますし、JR東日本など民間企業からの支援も期待できることとなります。

また、条例に規定していましたが、年末年始が休館となっていました。年末年始は観光地に訪れる人も多く、年末年始の開館を視野に入れ、休館日の変更を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第90号について、質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 行政財産から、普通財産へということで、その方が有利なのかどうか、どういうメリットがあるのか、その点をまず1点と、今の条例ですと山岳資料館「湯原」と、みなかみ町山岳資料館「土合サテライト」として、湯桧曾の湯吹山、谷川岳ロープウェイの入口の所にある、この2つが「みなかみ町山岳資料館条例」の中に計上されている名称であります。一つだけになって、あともう一つは今後どうなるのか、どういう扱いになるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 今回の条例改正は、土合サテライト施設のみを条例から削るということで、湯原にある山岳資料館は今の条例のまま山岳資料館として、行政財産として運営していきたいということでございます。

それで土合サテライト施設をなぜ普通財産にするのかということなのですが、先程、町長の提案理由にもありましたように、現在は町が公共施設ですから、運営をしています。人件費ですとか、光熱水費、そういったものを全部町の負担で行っているということでございます。これからも、このままやりますと、町の相当の出費が出てくるだろうということでございます。

それでいろいろ話し合いをする中でも、あそこでも登山関係の物販など、こういったこともやっていきたいと、それからインタープリター等、ガイドを養成して、そこで観光客にそういったサービスをする、当然収入があるわけでございます。

これを町営ですということではなくて、協議会でそういった運営をしていきたいということでもあります。その協議会に対しまして、民間ですとか、もちろん町も支援をするところは支援をするという形で、そういったサービス提供がスムーズに出来るように実施していきたいということでございます。以上です。

議 長（傳田創司君） 8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） いろいろ協議をしてきた中で、そういうことになったということですが、場所的には、山岳資料館は谷川岳の麓の方が良いのではないかと思いますし、むしろ、この選定が逆の方が良いのではないかと思います。いろいろ協議してきた、その内容というのが分かりかねるのですが、よろしくお願いします。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 今言いましたように、あそこの運営については、いろいろな物販などを行いたいということでございます。少しでも収益を上げて運営をしていきたいということになっております。そうした中で今言いましたように、行政財産ですと、そういったものは全部町が管理をし、条例化をして、その中で収入とかいったものを見込んでいかなければならないということになりますので、商売をしていく上では非常に大変に手続きが必要になるということでもあります。

ただ、普通財産にした場合、その普通財産を協議会が借りると、町は貸すということで借りた中で、町との取り決めの中で、こういう事業を行いますということで許可を出していくという形を取りたいということでございます。

今言いましたインタープリターの事務局を置きます。それでインタープリターを養成し、一の倉沢のトレッキングですとか、谷川岳の登山ですとか、こういった事業を展開する場合は、当然土合の施設の方がよろしいわけだということでもあります。

それから、湯原は谷川岳という素晴らしい資源を活かした観光地づくりと言いますか、温泉地の活性化ということで、昨年も山岳資料館で「登頂証明書」の発行を行っております。

谷川岳に登頂したという方が、肩ノ小屋の管理人から証明を出していただくと、登頂証明書を湯原の山岳資料館でお渡しするというので、今年度もまたこれから実施する予定なのですけれども、そうすることによりまして、約1千人近くの方が湯原温泉街に訪れるということになります。

温泉地の活性化ということを考えますと、温泉地の中央に山岳資料館を置きたいということでございます。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

- 1 番(前田善成君) 新年度予算の時に、群大とのサテライト事業として、登山啓蒙活動でしたか、その予算を付けてあったと思うのですけれども、この施設が町有でなくなると、その事業に影響があるのかどうかと、また、その事業をどういう形で民間の施設になってしまったときにやっていくのかということについて教えて下さい。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 群大と提携をしまして、啓蒙もそうなのですけれども、体調の変化とか、いろいろ考える、そういった事業を現在土合サテライトの方でやっているわけなのですけれども、それも中心的になってやっていただいているのが、肩ノ小屋の馬場さんですとか、山岳連盟の八木原さん、こういった方々が今もあそこを臨時で管理をしていただいているわけなのですけれども、そういった方々が中心となってそういった事業を展開しているということで、その方々が谷川岳山岳環境研究会という団体を作って現在執り行っているということでもあります。

ですから、事業そのものについては、今後も実施できるというふうに思っております。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。氏名札を上げて下さい。

- 7 番(原澤良輝君) 失礼しました。

そうすると、土合のサテライトの呼び名は「山岳資料館」ではなくなるのかということ、現在、他の施設についても条例で、例えば真沢の森とか、指定管理制度ということでやっているのですけれども、そういうのとの差というのはどのように考えているのですか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 土合サテライト施設につきましては、そういった点では国の補助金ですとか、県の補助金は入っておりません。町の一般財源がお金をかけているということでございます。

そういった中で、整備していく段階のときには、公共施設として山岳資料館のサテライト施設として整備をしたわけなのですが、その後先程もお話しましたように、JR東日本の方からいろいろな支援がございますと、これがなければ、こういうことはおそらく出来ないだろうと、と言いますのは、インタープリターの事務局等をあそこに置くということになりますと人件費が相当かかります。こういったものまで全部負担して出来るのかということになると、それは出来ないだろうと。そういった中で今回協議会を作りまして、そういったものまで支援をしていただけるというお話がありますので、公共施設で支援をしていただくということはず無理だろうと、町の施設ですから、町が当然やらなければならないということでございますので、協議会で、JRさんにも協議会に入ってもらって、そういった運営が出来てですね、谷川岳の魅力が広くピーアール出来たり、来た人に楽しんでいただけるような施設にしていきたいということでございます。

他に施設につきましては、補助金等を頂きまして、その目的に沿って運営をしていくということでございます。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 行政財産にしる、普通財産にしる、町の物ということには変わりがないわけでありまして。補助金があるから、ないからということで、条例を作る、作らないということにはならないと思うのです。その施設を運営していくためにはどうしたらいいかというので、条例を作ったり、運営をしているのではないかと考えます。

その辺はどうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) ですから、そういったインタープリターのガイドですとか、こういったものを条例で使用料ですとか、そういったものを指定するのではなくて、協議会を作ったなかで運営をしていきたいということで、今回は公共施設ではなくて、普通財産を貸し付けるという形にさせていただきたいということでございます。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) そこがちょっと分からないのですけれども。

公共施設でなく、普通財産を貸し付けるという、町の施設というのはみんな公共施設ではないのですか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 公共施設の中に行政財産と普通財産という区分がございます。

普通財産については、貸付、貸して、使い方が適正であるならば貸せるということも出来るわけです。

行政財産ですと、行政財産の目的に沿って行われなければならない、またそれは使用料とかは条例で制定しなければならないということになっております。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 山岳資料館に役場の職員が派遣されてたと思うのですが、今まで何名派遣していて、今後はその職員について、また派遣を続けるのかどうか、その辺りどうなのですか。

議長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 湯原の山岳資料館につきましては、昨年度は1名がそこにずっと一年間を通して、そこに勤めるということで対応してきました。

ただ、今年については1名だけでそれをやるのは大変だということで、町の職員が当番制で、観光商工課の職員が私も含めて、決められた曜日に行って、山岳資料館を開けているということでございます。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 役場職員を当番制ということですが、やはり人件費をかけて運営しているということですよ。そういう中で、今無料でやってると思うのですが、やはり経費が結構かかっていると思いますので、入館料というのは考えないのでしょうか。

議長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 最初、山岳資料館を設置するときに、議会でもお話しをさせていただいたわけなのですが、資料館で入館料を取って、見ていただくということではお客さんが入らないのではないかとということで無料にしたいと説明させてもらったと思うのですね。

観光振興ということで、本当に水上温泉というのは、谷川岳の麓の温泉だということで、入館料は取らないでやりたいということで条例を作ったときも入館料は入っていないわけでございます。

昨年、一年間来た方が6,502人、うち914人が先程言いました登頂証明のために来たということでもあります。

条例制定するときは、1日10人で3,500人ぐらいではないかなということも説明したと思うのですが、大体6,500人ですから、倍近くの見込みくらいは来ていただいていると思っております。

それから、またこれからも山岳資料館としての企画展等を今後、企画運営を考えていく中で、もっともっと来場者が増えていっていただければいいなと思っているのですが、なかなかお金を取ったら来てもらえるのかなということで、むしろ見ていただいて、本当に良い観光地だと言ってもらった方が良いのではないかとということで、現在は入館料を取らないことにしているわけですが、

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) お金を取ったら、見に来てくれないっていう施設ではなくて、お金を払ってでも見たい施設にしてもらわないと困るなあと思うんですよね、ええ。

それで結局、無料でやっているということは経費は全部町持ちですから、行政改革とい

う意味でもマイナスですし、やはり100円とか200円とか入館料を取ってみて、払った人が払っただけの価値はあるなという満足できるものにしていかなくちやならないと思うんですよ。

議会としても、各地に研修視察とか、結構行きますけれども、小林一茶記念館とかですね、浮世絵の記念館とか、各地にありますけれども、結構きちんと入館料を取っています。

それで見ただけから、別にこんなものに金取られて嫌だったなと思うんじゃないかと、やっぱり払っただけの価値はあったかなという記念館になっていましたので、今後は、その辺が課題ではないかと思うのです。

あとやっぱり経費がかかって全然収益が上がらない施設は基本的には、長持ちしないというんですか、だんだんと年数が経つうちには消去の対象になってしまいますんで、経費ぐらいは入館料で賄えるようなプラスマイナスゼロの施設をやっば目指すべきではないかと思えますけども、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 確かに、入館料を取って、それで来ていただいて満足していただけるということが一番良いのだと思います。また地域の運営委員会の皆様方とも、その辺の所も話をしたりですね、旅館の組合ですとか、そういった方々ともその辺の所を話をしながら、入館料を取れるかどうか、いろいろ検討していきたいと思っています。

9 番（島崎栄一君） ぜひ黒字の施設にして下さい。

観光商工課長（林 昭君） 分かりました。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第89号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号、みなかみ町山岳資料館条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第91号 みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第17、議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、5番河合生博君の退場を求めます。

－ 5番 河合生博君 退場 －

議 長（傳田創司君） 事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。
（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第91号について、ご説明申し上げます。

本条例改正は、真沢ファーム交流施設の宿泊料を現行の大人一泊二食8千円以下、小人6千円以下を大人1万2千円以下、小人8千円以下にするものであります。

理由としては、現在指定管理を受託しています、月夜野振興公社から、利用者に対し様々なサービスの提供をしたいが、料金が一定では利用者の要望に対応ができないとの申し出があり、料金の上限を改訂するものであります。

月夜野振興公社としては、利用者の要望に対し、サービスの向上とそれに見合った料金を段階的に設けて、施設利用率の向上を図りたいとしているものであります。

なおこの施設は、公共施設であること、設置目的は都市との交流であることから、上限の範囲内ならば、会社が勝手に料金を決めて良いのではなく、町の承認が必要であります。

料金設定は公共施設として相応しいものでなければなりませんので、現行の内容のサービスは現行の料金にするように指導していきたいと考えております。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 提案の理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第91号について、質疑はありますか。

8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 現在の真沢ファーム、いわゆる真沢の森ですね、これの料金が8千円以下で、料金を上げてもお客さんが確保できるという、そういう見通しがあるのかどうか、先程の山岳資料館とは逆のケースですけども、レベルを上げて集客するのか、そのことによってどの程度見込みがあるのか、今のままでお客離れはしないのかどうか、その点をお聞きします。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 真沢の森なのですけれども、経営状況の報告もさせていただきましたように、平成19年度も赤字であるということで、20年度から取締役等を変更しまして、経営のやり方を変えております。

そうした中で、4月に宿泊者数なのですけれども、対前年124.4%、5月は222.9%、6月は172%、7月は224%、8月144%と、軒並み前年を上回ることが出来ました。

これは一つには、サンダースリゾートという会社が国内に22施設持っているのですけれども、その一つに真沢の湯を位置付けをしていただいて、そういった方々の会員が来ているということと、今までの方が泊まっていたということによって、新たな新規のお客さんが増えたために増加したということでございます。

そういったことから、いろいろなお客さんのニーズもありますし、まだまだもっと稼働率を上げたいというのが今の振興公社としての考え方でございます。

そういった点では、画一的な料金体制ではなくて、柔軟に運営が出来る料金体制という

ことで、今の8千円以下では非常に厳しいということから、今回、改正をするということでございます。

また、売り方も季節ですとか、そういったことによって、料金を変えていくということで、非常にお客さんが少ない時期は低額でということをはっきり明示する中で運営が出来れば、そういった形でやっていきたいということでございます。以上です。

議 長(傳田創司君) 穂苺議員、関連ですか。

8 番穂苺清一君。

8 番(穂苺清一君) 今のお話しにもありましたけれども、赤字経営の中でやってきているということで、それによって、今回の措置によって、若干赤字が解消できるというふうにも取れるわけですが、現実の問題では、真沢の森に対して指定管理料が前年度が978万円、19年度が1,300万円出ているわけですが、かなりの高額な指定管理料であると思います。

そういうなかで今述べられたように、役員の体制が先程の行政報告の中の資料を見ますと、新しく役員体制が変わっておりますね。社長が金子正造さん、取締役が河合生博さんというふうに書いてあるので、今、同僚議員が除斥された理由が、ここで分かったわけですが、そういう点で考えたときに、そういう体制の中で、こういう料金改訂をすることによって、向上が図れるのかどうか、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

それと先程ちょっと、そのある会社の会員が大分利用しているということで、会社の名前が出されたのですが、ちょっと聞き取れなかったもので、ゆっくり説明していただければと思います。以上です。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 指定管理料なのですが、先程穂苺議員が仰られましたように、一昨年は1,300万円指定管理料が出ているわけですが、20年度は、これがゼロでございます。

指定管理料なしの中で、何とかお客さんを呼んでやっていただきたいということであります。

先程言いました株式会社サンダースリゾートという会社が、東京の新宿区に本社がある会社でありますけれども、この会社の子会社である会社の職員が役員に入っているということでございます。

そうしたことから、このサンダースリゾートで展開している会員制の宿泊という形の中で、真沢の湯も新たに入って、お客さんに来ていただいているということで、都市との交流と地域の雇用・活性化ということを目的にあの施設は設置されたわけなのですが、なかなか何と言いますか、お客さんが伸びない、お金を一般会計からつぎ込まなければやっていけないという経営が続いているわけです。

それをそういった形で都会の人とかに来ていただいて、雇用も増えております、増やしております。そういった形で雇用の確保もしていただくということを展開してやっていきたいと、そして、さらなる魅力として、様々な地域との例えばゴルフですとか、ラフティングですとか、そういったものとのセットメニュー等も提供していきたい、地域で楽しめる、地域で農業体験ができるといったことを体験していきたいと、提供していきたいということでありますので、料金体系につきましては、8千円以下という一本ではなくて、様々なバリエーションを持ってやりたいと、ただ公共施設ですから、Aさんはいくら、Bさ

んがいくらということがあってはならないことでもあります。その辺は町と協議をして、町が認めた金額ということで、一律同じサービスを受ける人は同じ金額ということでやってきたいということでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 追加の条例で指定管理者の収入というのですかね、利用料を指定管理者の収入として収受させるというふうに追加するみたいなのですが、いままでの料金体系をどういうふうに変えたいのか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 今までも、真沢の湯につきましては、月夜野振興公社の収入として、利用料として入っていたわけです。それをはっきりちゃんと条例で整理しないと行けないということで、今回追加させていただいたということでございます。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

16 番鈴木勲君。

16 番(鈴木 勲君) 関連でありますけれども、あそこには田んぼ、棚田の問題があるわけですが、その点はどういう管理をするのか、お願いします。以前と同じ管理でやっているのかどうか。

議 長(傳田創司君) 観光商工課長林昭君。

(観光商工課長 林 昭君登壇)

観光商工課長(林 昭君) 棚田の利用は、以前と同じように利用されているということで、今後は真沢地区の方と協議をする中で、もっともっとそれを広げていきたいと考えております。

他の雑木林などもあるわけですが、それも里山、里地ということで活用できれば、活用していくような方向で、教育旅行にも手がけていきたいということで、上牧の人たちとの話し合いもしようということで、月夜野地区の観光推進協議会会長である深津さんとも、その辺の所は話をしています。

今後いろいろ話を詰めてですね、せっかく千葉市ですとか、さいたま市と交流しておりますので、そういった学校の子供たちが真沢の湯に来てもらって体験学習とか、そういうことが出来るように出来ればいいなと思っていますし、また現在も田植え体験で森原の方では受け入れているということもありますので、そういったものと上手く提携をする中で、そういったことが出来ればいいなと、そういうふうにしていただきたいと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第91号の質疑を終結します。

委員会付託

議 長(傳田創司君) お諮りいたします。

議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号、みなかみ町真沢ファーム交流施設条例の一部を改正する条例については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 長（傳田創司君） 5番河合生博君の入場を許します。

－ 5番 河合生博君 入場・着席 －

日程第18 議案第92号 平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事請負契約の締結について

議 長（傳田創司君） 日程第18、議案第92号、平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第92号、平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

にいはる認定子ども園につきましては、新治地内の小学校統合に伴い、旧須川小学校の空き校舎活用ということから、国土交通省の集落活性化推進事業補助金を受けて、幼稚園と保育園を一体化した「にいはる認定子ども園」と、「子ども支援センター」を兼ねた乳幼児教育施設として、大規模改修を施し、再利用を図るものであります。

この大規模改修工事の入札に当たり、今回、予定価格を公表しなかったのは、前回行われた一般競争入札で予定価格を公表し執行したところ、7月20日付けで発行された「みなかみ民報」において、あたかも談合が行われているかのような記載内容がありましたので、今後は予定価格を公表しないで、入札を行うことにしました。

町で定めた条件付一般競争入札を9月8日に実施した結果、沼田・泉經常建設共同企業体が1億710万円、うち消費税が510万円にて落札となりました。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決議下さいますようお願い申し上げます。以上です。

議 長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第92号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 沼田・泉經常建設共同企業体というふうに書いてありますけども、この泉というのは、副町長の親族企業でしょうか。

それから、予定価格については、もう何て言うんですか、情報公開という意味で今回の契約は終わっているわけですがけれども、今回の予定価格を公表してもらって、あと落札率何パーセントなのかというのを言って下さい。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 沼田泉経常建設共同企業体につきましては、島崎議員言われるように、副町長の親族の方でございます。それから、指名された業者につきましては、8社ございますので、順次申し上げて、入札価格についても報告をさせていただきます。

すべて、税抜きでございます。

まず、沼田・泉経常建設共同企業体1億200万円、増田・三川経常建設共同企業体1億1,500万円、木内・戸部組経常建設共同企業体1億780万円、次に関・本多経常建設共同企業体1億1,800万円、上毛・オーケン経常建設共同企業体1億1,100万円、角屋・ダイリン経常建設共同企業体1億2千万円、萬屋・清滝経常建設共同企業体1億1,300万円、須田・石坂経常建設共同企業体1億1,280万円でございます。

したがいまして、価格の安かった沼田・泉経常建設共同企業体が落札をいたしております。

なお、予定価格については1億250万円、落札率については99.5%という結果になりました。入札方法につきましては、条件付一般競争入札で行っています。

以上でございます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 9月8日に入札を執行されたということで、町のホームページに入札業者の公表をされているわけですが、9月5日の更新のページには、この業者の名前が載っていなかったのですけれども、これは町の公表は何時の時点の登録名簿でしょうか。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 公告日とか、いろいろ決めてあるのですけれども、その資料を持ってきていないので、少し時間をいただけますか。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

1番前田善成君。

1番（前田善成君） 今、入札業者の方を教えてくださいましたが、経常JVというのは、基本的に経常JVのメンバーが建設業の許可とか、仕事に対しての条件などをクリアできない場合に条件を持っている会社と一緒に、入札の参加をさせてあげましょうという考え方の基にジョイントベンチャーを組むものでありますから、実際、その一般競争入札に参加を申し込んだJVの中には単独で恐らく一般競争入札の条件をクリアする会社があると思うのですけれども、それについて教えてください。

議長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 入札参加資格についての答弁となりますので、私の方ではそこまで調べておりませんので後で報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番（島崎栄一君） 副町長の親族企業がですね、落札率99.5%で落札したということになりますと、これはずるいんじゃないかなというふうに思う人もいますし、町としてそういうふうに思われない方がいいですね。これについてはどう思ってるんですか。

11番（久保秀雄君） 議長、暫時休憩いいですか。

議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。

（9時41分 休憩）

（9時42分 再開）

議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 今の島崎議員のご質問は、經常企業体に組んでいる泉土建の社長と副町長が親戚にある云々の話ですね。それはあってもいいのではないのですか。何でダメなのですか。

当然、地方自治法に「長の兼業の禁止」というのがあるのですよ。

要するに、したがって、町が特別職に指名した者に対しては、この兼業禁止が関連するわけですから、当然会社の役員になってはならんとか、監査員になってはならんとか、そういうものはちゃんと決められていますよ。それでなっているのだったら、それは今島崎議員が言われるようなことがいろいろと言われるかもしれないけれども。

ちょっと、確認してみてください。

じゃ私が聞きますよ、副町長、会社の役員か何かになっているのですか。

副 町 長（腰越孝夫君） なっていません。

町 長（鈴木和雄君） なってなければ、何ら問題はないでしょう。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 法律は、それでクリアしているということですけども、条例でやはり市長の親族、企業、今日のような会社とかですね、助役さんの子供の会社とかが町とか市の公共事業を入札するっていうのはまずいだろうっていうことで、法律はクリアしているけれども、条例で禁止しているところもありますよね。

町民は税金を納めるわけですし、一生懸命真面目に働くわけですよ。そういう時に、町の指導者がずるしているというふうに見えるというのは、マイナスなんですよ。

だから、そう思われぬような工夫をすべきであって、法律はそれで通ってるんだから大丈夫だって開き直るっていうのはどうかなと思いますけども。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 開き直るというのではなく、要するに禁止の法律も決まっているわけですよ。それに抵触しているのだったら問題ですよ。兄弟であるからという一つの前提でしょうけれども、兄弟だって、仲の良い兄弟もあるし、中の悪い兄弟もいますよ。兄弟だからということで一概に決めつけてしまうのは返っておかしいのではないのですか。

この町、そのものが条例でやっているのだとすれば別ですけども、この町にはそういう条例はないですよ。それは全国には、そういう所があるかもしれないけれども、この町はちゃんと地方自治法に基づいて、いろいろと事業執行等をやっておりますから、ぜひご安心を頂きたいと、このように思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 回答がないのが2つあるようで、結論出すのはまだ早いかなと思うんですけども、お尋ねしたい点は、先程、町長の方から、みなかみ民報で・・・。

町 長（鈴木和雄君） いや、地方自治法です。

- 8 番（穂苜清一君） その前に、今回のこの談合と疑われるようなという、こういうその件について、前回、私日本共産党の町議会議員団として関わっておりますけれども、みなかみ民報を発行しております、その中に談合の疑いがあるというような事が書いてあるということ指摘したわけですね、そうですね。うん、心配だから指摘したのであって、それは何ら町長から文句を言われる筋合いは私はないと思うんですよ。
今も島崎同僚議員からも言われましたように・・・。
- 町 長（鈴木和雄君） 私は文句は言ってないですよ。
- 8 番（穂苜清一君） ああそうですか、わざわざ名前を出して下さったから、文句言っていないって言うのだったら、それはそれで良いのですけどもね。
- 町 長（鈴木和雄君） だから、そうに言うのだったら、もう予定価格は出さないと言っているのですよ。
- 8 番（穂苜清一君） 親族企業、いわゆるトップとね、私はまあ常々、前の山岳資料館の建設の問題についてもいろいろ疑惑があったりしておりましたから、指摘しておりましたけれども。
- 町 長（鈴木和雄君） 疑惑はあったのですか。
- 8 番（穂苜清一君） うん、前の段階でもね、まあ今回の場合でもね、そういう点で。
- 町 長（鈴木和雄君） 疑惑はあったのですか、疑惑があったら大変ですよ。
- 8 番（穂苜清一君） 前はありましたね、うん、だから特別委員会を作ろうとしたんじゃないですか。
- （「会話になってしまっているぞ。」との声あり）
- 議 長（傳田創司君） 引き続き、質問して下さい。
- 8 番（穂苜清一君） では端的に聞きますけども、泉土建が関わっている工事が非常に多いというのは町民からの指摘であり、島崎議員が言われるような疑いが持たれるっていうのは、そういう所にもあるのではないかっていうふうに思います。
そういう点で、多く、工事、いわゆる全体の工事高、泉土建の全体の工事高と、この町が発注している工事高、昨年度1年間で良いですけども、データを出していただけますか、わかりますか、判断材料に必要なんです。
- 町 長（鈴木和雄君） 議長、暫時休憩して下さい。
-
- 議 長（傳田創司君） 暫時休憩いたします。
-
- 議 長（傳田創司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） 今、穂苜議員の質問なり、また、このチラシ等によって、落札率が99%で云々という話があり、載っていますけれども、これは私の方にすれば、条件付一般競争入札にしる、指名競争入札にしる、業者を選定しますよね、それで私が予定価格を入れるのは大体入札前の1時間か30分前ですから。課長が来まして、私のデスクでいくらしようと、そこで決めますから。30分から1時間前に大体決めてますよ、ほとんどが。
それを予定価格として、入札執行を副町長にやってもらっていますよ、入札の執行はね。
それで、あとは業者が札を入れることで、これは行政としては、私としてみては、どうしてみようもないのではないですか、これは。どうですか。

そして、結果なら結果だけを見て、やれ99%だから、98%だから、疑惑があるの、ないのという一つの論議ですけれども、それはいいのではないですか、そういうのは。

実際の私の仕事の流れから言いましたけれども、私はそう思いますけれども。

私が責任を持ってやっていますよ、責任を持って。

8 番(穂苅清一君) はい、分かりました。

議 長(傳田創司君) 8番穂苅清一君。

8 番(穂苅清一君) そういうふうに責任を持ってやっているとっていうことであれば、町長に対する、別に町長に対する疑惑とかっていうことで言っているわけじゃないですからね。

で、あるならばですよ、ねえ、なぜ予定価格を今回は私たちが書いて出してる民報に記載されるのは良くないからってことで予定価格を外したんですか。むしろ堂々と予定価格は明示しておいてよろしいんじゃないですか。それをお尋ねしたのです。

それで実際に、よその市町村でもこういう問題はかなり大きく取り上げられているんですよ。前にも私は、議会でお話ししてありますけれども、よその町村でも、そういう倫理規定を作って、条例までを作って、トップが関わる親族の企業の入札を一切禁止している、そういう所もあります。

最近の例では、八王子市でそういう例が実弟ですけどね、市長の実弟が経営する会社がまあ圧倒的にすごい価格で受注してるとっていうことが明らかになって、その市議会では党派を超えてですね、別に共産党がやってるわけではないのですけれども、過半数に近い議員がその解明に動き出している、そういう例もあります。まだ解決はもちろんしてませんけれども。やはりそこでは98~99%で落札をしていた事例がはっきりしております。

そういう点で、もう一度町長にお答え願いたいのです。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 予定価格を公表しないということは、先程も申し上げましたように、みなかみ民報において、あたかも談合が行われているような記載内容がありましたので、今後は予定価格を公表しないと、これは私の姿勢であります。

いろいろと疑惑があるのでしたら、大いにそれは調べた方が良くないじゃないですか。やって下さいよ。それはやっぱり、そういうことをちゃんとやっていくのが議員さんでしょう。

それと同時に私は、企業を持っていませんので、私は。八王子の例を出されましたけれども、私の親族も何も仕事はやっておりませんので、私、みなかみ町長の対しては、みなかみ町の最高責任者にあっては、今穂苅議員が言われたことは該当しないのではないかと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 予定価格決定の際に、前の統合小学校の食堂棟等の予定価格決定の際は、歩切りですかね、95%にしたとかという話があったのですけれども、今回はそれはどうだったのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 今回の設計については業者委託をしておりますので、その業者委託の金額に基づいて、町長に予定価格を決めてもらっておりますので、そういうふうにご判断をいただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 庁舎の改修工事の時に持ち工事の問題で、今施工をやっている業者については指名をしなかったというような答弁の内容があったのですが、今回工事を受注されているJVの方は今出たような新治小学校の方の工事を行っていると思うのですが、そういうことについて今回は配慮はされなかったのですか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） だから、先程申し上げましように条件付一般競争入札で、これをやったのです。

1 番（前田善成君） それは分かっているのです。それについて、だから配慮をしなかったのですかとお聞きしているのです。

町 長（鈴木和雄君） 配慮とか、そういうのではなくて、今回につきましては要するに条件を付けてましてね、一般競争入札でやりますよということで公告をして、それで業者が決まり、応札をして、こうに決まったということですよ。一番、公平じゃないですか。

議 長（傳田創司君） 1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） その際に、町長ができれば、地元のそういうJVの方々に広く、いろいろな受注機会が与えられた方が良いという考えを話しておられたのですが、それと今回ちょっと違うように感じるのですけれども、その点についてはどうですか。

町 長（鈴木和雄君） 明日も一般質問を頂いておりますけれども、要するに私が前に議会の方にお示しをした一般競争入札のやり方と、今回は何ら変わりはないんじゃないですか。

私自身は地元の業社に関わるJV等にあつてですね、やはりこれからの事業をやりたいのだということは前々から言っておりますけれども、その精神に基づいて今回もやりました、何ら変わっていません。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 前年度の事業の入札の際にですね、何件か出したときに前の事業を受けた業者は入札に参加させないのだという条件を付けたと思うのですが、それは今回はなかったということでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 広く町内業者に仕事をやってもらいたいという考え方から、今原澤議員が言われたようなことも当然考えます。これからもやっぱり考えていく必要があるのではないかと考えています。

7 番（原澤良輝君） だから、今回はなかったということですか。

町 長（鈴木和雄君） 今回は、だから条件付一般競争入札でやりましたよって言ってるでしょう。

7 番（原澤良輝君） だから、条件の中にそういう条件も入れなかったのですか。

町 長（鈴木和雄君） 入れませんでした。

7 番（原澤良輝君） はい、了解。

議 長（傳田創司君） 先程の原澤良輝議員の質問に対しまして、後ほど答弁しますということについて、総務課長より答弁があります。

総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 入札公告の日となっておりますので、基準は7月30日ということになり

ます。以上です。

- 7 番（原澤良輝君） 聞いたのは、それではなくて、町のホームページに9月9日更新ということで登録者名簿が載って公表しているのですけれども、その公表の中に今回入札に参加した業者が入っていないので、そのホームページに公表した名簿の作成日時は何時ですかということを聞きたかったのです。

議長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 今、ちょっと分からないので後ほどお答えさせていただきます。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第92号の質疑を終結いたします。

これより議案第92号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

9番島崎栄一君。

（9番 島崎栄一君登壇）

- 9 番（島崎栄一君） 議案第92号のみなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事の請負契約の締結について、反対の立場から討論いたします。

今回の契約の相手方、沼田・泉経常建設共同企業体の中の泉土建の方ですね、副町長の親族企業で、こうずっと町政を見ている中で、何件も出てくる名前で、副町長の親族企業がこれほど契約を取るっていうのは町民からずるいというふうに思われるのではないかと思います。

また、そういうふうに思われると言うことは、決して町にとってはプラスにはならない、みんなのやる気をそぐマイナスの要因だと思います。

この辺についてですね、法律はクリアしているから良いのだということではなく、何らかの規制をかけてですね、町は正々堂々とやっているんだと思われるようにした方が、この町の発展に結びつくと思います。そういう理由で今回は反対したいと思います。

議長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

3番林一彦君。

（3番 林 一彦君登壇）

- 3 番（林 一彦君） 議案第92号、みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事の請負契約について、賛成討論を行います。

平成19年7月より、「みなかみ新教育プラン実施委員会」において、空き校舎等活用部会の中で、「須川小学校空き校舎の活用『幼保一体化施設懇談会』」を重ね、また平成20年1月より、新治地区認定子ども園開設準備委員会となり、何度も検討を重ね、現在に至っております。

来年の4月開園を迎え、新治幼稚園・にいはる保育園とも物心両面の準備を進めてきておりまして、子供たちも保護者も大変心待ちにしております。

ご存知のとおり、にいはる認定こども園は、旧須川小学校を使用し開園します。

小学生児童対象として造られた校舎は園児らにとっては都合の悪いところもあります。

この工事は、園児達が安全・安心に遊び、学び、また子供支援センターの設置など幼児教育の拠点となる施設であるための改修であり、必要不可欠な工事であります。

よって、この議案に賛成いたします。議員皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

議長(傳田創司君) 次に、反対討論の発言を許します。
8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 議案第92号、みなかみ町立にいほる認定こども園大規模改修工事の請負契約について、これに反対いたします。

これは、先程も述べられておりましたけれども、須川小学校を廃校にして、その跡に巨大な認定こども園、収容人員200人からなるのかと思いますけれども、その子ども園を造るという計画であります。

すでに当初の計画の段階から、まず、3月の段階で予算が組まれました。

3千、確か7~800万円の予算でした。その後の補正で2回、続けて、予算が組み替えられて、補正が組まれるという、異例の今までの経過もあります。

最後は1億円を超えてしまいました。今回、この認定こども園の大規模改修ということで、須川小学校、まだ新しい学校でした。これを取り壊して、いわゆる大改修ですから、ほとんど取り壊してしまうのだと思いますけれども、これで工事を1億円もかけてまたやるってということは、何と無駄なことか。

しかも先程来、論議されてきた中で、幾つかの質問が出されておりますけれども、その答えもなく、答弁もなく、討論に入って、採決にしようという、この議会の、このやり方、これに対しても、私は承服するわけにはいきません。

したがって、このジョイントベンチャーであると同時に、その中には、先程来、名前の出ております、泉土建が入っております。そういう点から考えても、非常に不明瞭な契約であると私は考えています。

そういう点で、この契約については承服するわけにはいきません。以上、反対討論です。

議長(傳田創司君) この際、休憩いたします。13時10分から再開いたします。
(12時08分 休憩)

(13時12分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言申出

議長(傳田創司君) 午前中の最後に、議案第92号の8番穂苺清一君の反対討論の発言に関しまして、穂苺議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8番(穂苺清一君) 先程の討論の中で、若干誤解されてしまうような文章と言いますか、発言があつて、その文章化されたものを私は見ました。

結論から言いますと、99%以上の落札率云々という文言がありまして、ちょうどその時には、町長からもちょっと意見が発言中に出された経緯もありますけれども、そういう点でちょっと売り言葉に買い言葉みたいな形になってしまひまして、若干その混乱していた部分がありました。

「そういう点で非常に不明瞭な契約であると私は考えております。」というところで打ち

切って、その後の言い合いをした部分については全部最後まで削除していただきたいというふうに私も思います。

町長の発言も若干、その中でありますけれども、私も町長に対して発言中に茶利を入れなくて下さいって言うようなことも言ってしまいましたけれども、そういう点では今後やっぱり発言中に対しては、町長のそういった発言は差し控えてもらいたいと思いますし、むしろこちらの方もそれなりに慎重な姿勢で今後もやっていきたいと思っております。

そういう点で、何行かありましたけれども、5～6行ですかね、以上、反対討論中のお互いの発言した項目については削除させていただきたいと思っております。

混乱させて申し訳ありませんでした。よろしく申し上げます。

議長（傳田創司君） 8番穂苅清一君から反対討論中の文言について取り消しの発言がありました。

引き続きまして、次に賛成討論の発言を許します。

1番前田善成君。

（1番 前田善成君登壇）

1番（前田善成君） 平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園改修工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の入札において、単独で施工能力がある企業が数社あります。

公告条件を見ると、わざわざ利根沼田の業者とJVを組むことになっています。

建設業界の状況を考えると、地元企業の育成を一步進め、現代の時代にあった合法的な条件を付けることで、例えば、地域性や除雪などの貢献度等の条件に導入し、広く地元の会社の育成を考えた形で、工事受注の際の透明性を確保しつつ、偏ることなく工事業者に受注機会を与えるような、さらなる一般競争入札の導入をお願いして、賛成討論といたします。

議長（傳田創司君） 次に反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7番（原澤良輝君） 平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園改修工事請負契約の締結について、反対討論を行います。

町長は8月27日の全議員協議会の資料で、「水上地区教育施設整備計画」変更について、説明をしました。その中で、「山積みする懸案事業のなかで、最も優先したい事業は教育施設の整備・充実」としていました。そこで「小中学校13校が統合により11校になり、国の基準で地震対策が必要のないのは、月夜野中学校と新治小学校の2校だけだとし、他は新築か耐震補強をしなければならない。」とっておりました。

廃校になった13から11になって、廃校になった2校については耐震も心配ないくらい立派な校舎と体育館です。またこの猿ヶ京小学校については建設の際に発行した地方債の残額も残っている状態です。ここの所が一番の間違ひではなかったかなというふうに考えております。

また、昨年策定した、みなかみ町全体の「みなかみ町教育施設整備計画」は「教育施設の現況については、十分に把握せずに水上地区の教育施設整備計画を立てたことが原因」だと言って、責任は私、町長ですね、町長にありましております。

先日、総務文教常任委員会で教育施設の視察をさせていただきました。

旧須川小学校の跡、にいはる認定こども園、水上地区の教育施設も見ました。

新治地区の議員についても、水上中学の施設を見ながら、「こんなに悪いとは思わなかった。これなら新治小よりもこっちの方を先にすべきだったのかな。」というふうな感想も聞いております。

議員、町長は町全体の代表であります。町全体を見て、町政をしなくてはいけないのかなというふうに思います。私の学校、私の地区だからということではいけないんじゃないかなと思います。

数ヶ月前に4千万円で計画して、約3倍の1億円を超える事業になっております。

本当に真剣に検討したのか、必要なかと考える議員もあるのではないかと思います。

先程、19年度の新教育開発プログラムの検討委員会の話も出されました。

その報告書も見させていただいたのですけれども、小中一貫校の計画と空き室利用の2つの部会があります。その委員長を大学の教授の方に依頼したのですけれども、現地を視察された際に、新治の須川小学校と猿ヶ京小学校を見ながら、こんなもったいないことってという発言も載っております。

そういうふうなことも踏まえてですね、本工事にいはる子ども園の改修工事は凍結して、この予算を緊急を要する教育施設に回し充当することが必要ではないかということをお願いして、反対討論といたします。

議長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2番(阿部賢一君) 議案第92号、みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事の請負契約の締結について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

再三、私前回の定例会でも申し上げていますように、この須川小学校を認定こども園に改修する事業は旧新治村当時の小学校統合建設委員会の段階からの、またその時点の答申により現在に至っております。

いずれにせよ、あれだけの耐震性に優れている体育館付の施設を倉庫にするわけにはいきません。適正規模の改修により、子育て支援の一環として、また働くお母さん、お父さんを応援する施設として改修して、あの須川の地にまた就学前の子供たちの賑やかな声が響き渡ることを地域住民の方は大変に期待しております。

また、閉校した小学校をこういう認定こども園に改修するということは、おそらく全国的にも注目される事業ではないかと思います。ぜひとも計画どおりに粛々と事業が完成まで至り、来年の4月1日は賑やかに子供たちの声が響き渡ることを期待しつつ、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げまして賛成討論といたします。よろしくお願ひします。

議長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第92号の討論を終結いたします。

議案第92号、平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第92号、平成20年度みなかみ町立にいはる認定こども園大規模改修工事請負契約の締結については可決されました。

日程第19	議案第93号	平成20年度みなかみ町一般会計補正予算 (第5号)について
	議案第94号	平成20年度みなかみ町国民健康保険特別 会計補正予算(第2号)について
	議案第95号	平成20年度みなかみ町後期高齢者医療特 別会計補正予算(第1号)について
	議案第96号	平成20年度みなかみ町介護保険特別会計 補正予算(第1号)について
	議案第97号	平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別 会計補正予算(第1号)について
	議案第98号	平成20年度みなかみ町下水道事業特別会 計補正予算(第1号)について
	議案第99号	平成20年度みなかみ町水道事業会計補正 予算(第2号)について
	議案第100号	平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計 補正予算(第1号)について

議 長(傳田創司君) 日程第19、議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第5号)についてから、議案第100号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは関連する議題でありますので以上8件を一括議題といたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第93号から100号まで一括して説明させていただきます。

最初に**議案第93号**についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,050万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億8,633万1千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳は、国庫支出金3,154万円の増額、県支出金1,235万7千円の増額、繰入金5,927万8千円の減額、繰越金3億4,158万5千円の増額、町債7,790万円の増額となっております。このうち繰越金については、19年度決算の剰余金の一部であります。

なお、予想以上の剰余金を繰越金に充当できましたので、今回財政調整基金からの繰入金を減額補正しております。

歳出の主なものですが、2款総務費では、総務管理費の財産管理費で、老朽化に伴う町長車1台と軽自動車4台の購入費795万円の増額、企画費で行政評価システム導入経費538万7千円の増額、防犯対策費でレイブ等のイベントによる薬物使用問題に対応するための経費62万9千円の増額等であります。また、徴税費においては、エルタック対応

業務委託料として、1, 157万1千円、税源移譲に伴う住民税の還付金2, 420万円を増額補正をしております。

3款民生費では、後期高齢者特別会計への繰出金116万6千円の増額等であります。

4款衛生費は、保健衛生費において、高齢者を対象とした肺炎球菌による肺炎を防ぐ予防接種委託料324万円の増額であります。

6款農林水産事業費では、農業費の農業振興費で、8月9日に発生した降ひょうによる農作物の災害対策費281万円の増額、農地費で8月の豪雨により農道や灌漑排水施設等において、整備が必要となった小規模土地改良事業費1, 697万7千円の増額等であります。7款商工費の主なものは、商工振興費で小口融資の代位弁済補償金211万8千円の増額等であります。

8款土木費では、道路橋梁費で道路台帳補正業務委託料502万円の増額、都市計画費で、湯原地区まちづくり交付金事業として、笹笛橋吊り橋整備工事等4, 100万円の増額であります。また、公共下水道費では下水道特別会計への繰出金を決算剰余金により3, 500万円減額補正をしています。

10款教育費の主なものは、社会教育費の埋蔵文化財費で783万8千円の増額であります。この埋蔵文化財調査業務は、合併前の旧月夜野町において執行されたものですが、調査報告書が未発行となっており、文化庁から報告書の提出を求められているために、再度予算計上したものであります。業務には相当の時間を要するため、今回補正分と合わせて第2表の継続費に21年度分466万円を計上いたしました。

なお、この業務は過去に一度執行された経緯があり、今回の報告書発行に要する経費は一般財源以外の経費で賄うことが適当であると判断して、全額その財源を雑入に計上しました。ご理解をお願い申し上げます。

11款災害復旧費は、8月5日と6日の集中豪雨により発生した災害に対応するものであり、農林水産施設災害復旧費が1, 965万3千円、土木施設災害復旧費が4, 760万円の増額補正であります。

12款公債費は、長期償還元金2億1, 890万円の増額補正であります。

19年度末一般会計の地方債残高は約180億円であり、実質公債費比率も19.9%となっております。このため、地方債残高の圧縮と実質公債費比率の改善が当面の課題であり、19年度決算の剰余金を活用して繰り上げ償還を実施するものであります。

なお、埋蔵文化財関係につきましての詳細報告につきましては、明日の午後に開催していただきます全員協議会で報告をさせていただく予定になっております。よろしくようお願い申し上げます。

次に**議案第94号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 782万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3, 237万4千円とするものであります。

歳入補正については、平成19年度からの繰越金が当初予算に比べ大幅に増加する見込みとなりましたので、9款繰越金1, 782万円を増額補正しています。

歳出の補正であります。1款総務費28万円の増額補正は、レセプト郵送の正確性を確保するための配達記録郵便の郵送料及び特定健診の追加データ作成業務であります。

12款予備費1, 754万円の増額補正は、予算不足により充用してきた額を繰越金に対応した補正であります。

次に**議案第95号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,316万6千円とするものであります。

歳入の補正については、2款一般会計繰入金を116万6千円増額補正しています。

歳出の補正であります。1款総務費116万6千円の増額補正は、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度について、当初予算に対して年度途中で制度の見直しによる保険料の軽減措置に必要なシステムの改修業務委託料及び通知書の郵送料であります。

次に**議案第96号**について、ご説明申し上げます。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,249万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,149万4千円とするものであります。歳入の主な内訳は、繰越金5,337万2千円の増額であります。

歳出では、基金積立金4,419万3千円の増額、諸支出金1,797万2千円の増額等が主なものであります。

次に**議案第97号**について、ご説明申し上げます。

既決の予算に歳入歳出それぞれ3,495万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億895万5千円とするものであります。

歳出の主なものは、1款簡易水道費は修繕料、巡視車購入等225万5千円の増額、2款施設費は、猿ヶ京簡水変更実施設計委託、猿ヶ京簡水統合工事、農道整備に伴う水道管移設補償工事3,270万円の増額となっております。

歳入の主な内訳は、5款国庫支出金は、猿ヶ京簡水統合工事に伴う国庫補助金の増額、7款繰入金は、基金繰入金499万9千円の減額であります。8款繰越金は、前年度からの繰越金であります。10款町債は、猿ヶ京簡水統合工事に伴う起債借入であります。

次に**議案第98号**について、ご説明申し上げます。

既決の予算に、歳入歳出それぞれ1,301万円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,051万円とするものであります。

歳出は、2款下水道事業費の増額で、認可設計等の委託料の増額によるものであります。

歳入の主なものでは、6款繰入金3,500万円の減額は、一般会計繰入金の減額によるものであります。

次に、**議案第99号**について、ご説明申し上げます。

既決予算の収益的収支の支出を30万1千円減額し、収益的支出総額を2億8,227万2千円とするものであります。これは、上水道費用で、雷害による水位計、流量計、ポンプの修繕等で213万8千円の増額、一時借入金利息の確定による225万円の減額であります。また、簡易水道費用では機械保険料の増額、減価償却費の精査による減額で18万9千円の減額であります。

次に、**議案第100号**について、ご説明申し上げます。

規定の予算に歳入歳出それぞれ180万円追加し、歳入歳出予算の総額を4,330万円に補正するものであります。

内容といたしましては、村有1号線井戸掘り工事において、50万円の増額と、第2ポンプ場の配電盤が老朽化しており、130万円増額し、新しい配電盤にするものであります。歳入は基金を取り崩し、180万円繰り入れるものであります。

以上が各会計の提案理由であります。よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑は、簡明に願います。

まず、議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）について、質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

（8番 穂苺清一君登壇）

- 8 番（穂苺清一君） 町長の先程の説明の中で、埋蔵文化財の不正処理についての説明が明日の全協でってということで報告がありました。6月の議会の時までに本当は総ての問題を解決し、報告を皆さんにしたいということだったんですが、6月の時には中間報告ということで終わっておりまして、9月が最終的な報告書も含めてされるというふうに理解したいんですが、ただ今回の一般会計予算の中にすでに歳出と歳入が計上されております。

そういう点で考えたときに、明日の全員協議会で詳しく述べるのではちょっと遅すぎるのではないかというふうに思いますので、なぜそういうふうになっているのか、本来ここで補正予算として計上されてくるのですから、議会に対する十分な説明と納得が必要だったのではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 何せ20年前のことから、今日に至るまでのことについて調べてきたわけでありまして。

中間報告は、すでにされているとおりでありますけれども、その後、期限を切りまして、何とか一日も早くこれをまとめて報告をしたいということで来たわけでございますけれども、何せこの関係については、県の教育委員会、それから文化庁の関係等がありまして、そういう関係との協議があったためにですね、予定どおりの日程ではできなかったという一つの経緯があります。

しかし、この関係につきましては、収入役を委員長として、関係職員の大変な努力でその問題点を掘り起こし、さらには当時の関係者も含めまして、いろいろ協議をし、協力を求め、そしてこの度方向性を出すに至ったわけでありまして。

この問題に取り組んでいただいた皆さん方のご苦勞に感謝をいたしているところであります。その詳細につきましては、明日の1時から全員協議会で報告をしたいということでお願いをしてきたところであります。一つのペーパー的になってはおりますけれども、別に今日ここで出してもそれは構わないのですけれども、一応そういう予定になっておりますので、明日報告をし、その後、記者会見をする予定になっております。

1時に全員協議会で報告をさせていただき、3時からその同じ内容を記者会見で発表したいという一つの段取りになっております。

なお、この数字等について、いろいろとご質問等ありましたら、ちゃんと答弁できますので、ご質問はこの場でしていただければ結構だと思います。よろしく願います。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

- 8 番（穂苺清一君） 今も言いましたように、大事な問題だと思うんですね。そういう点で、最終的な報告というか、説明が後回しで、先にこれを今日これを採決するわけですね。

付託ですか、委員会に付託ですね、そういうことであれば、議員の方も論議をする場があると思いますけれども、一瞬今、補正でここでもっての質疑討論で採決までしてしまうのかなという心配もありましたので、敢えて質問したんですが、それについて質問いたしますけれども、支出の所では783万8千円ですか、埋蔵文化財の調査費の費用として計上されており、かつ諸収入の所では雑入という形で埋蔵文化財調査事業負担金というこ

とで、1, 249万8千円ということで同じ金額ではないのですが、雑入の方が多いのですが、これはどういうわけこうなっているのか。雑入の内訳はどういうものなのか。

それも明らかにしていただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） それでは数字等につきましては、総務課長の方から答弁いたさせます。

この件の扱いにつきましては、穂苺議員も議会運営委員さんで、先日の議会運営委員会で議案扱い等については、いろいろとご論議いただきました。当然、今言われますように付託ということになっているようでございますけれども、この会期中に、この内容等について明日詳細の説明をさせていただきますので、それを基にされまして、またいろいろと審議をいただきたいと、このよう思っている次第であります。

各数字等については、総務課長から説明いたさせます。

議 長（傳田創司君） 総務課長鬼頭春二君。

（総務課長 鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君） 補正予算書の4ページをご覧になっていただきますと、10款教育費で継続費で予算計上させていただいております。

平成20年度で783万8千円、平成21年度で466万円、この2年間で報告書を発行していきたいということで考えております。

歳入の雑入の内訳ということですが、印刷紙がすでに業社に支払われているものがあります。その回収可能な金額が利息まで含めてですけれども、588万9,748円、回収不可能な金額が99万9,100円ございます。残りが670万円ほどになると思いますけれども、それについては関係者の協力を頂いて、発行していきたいということでございます。以上です。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） ただ今、総務課長の方からの670万円の関係ですけれども、この関係につきましては、先程申し上げましたが、当時の関係者の責任でこのお金を出してもらおうと、責任で670万円某かをこの事業が完成するために出してもらったということでもあります。

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 関係者の協力で、報告書を発行する段取りをしたいということですが、その関係者というのはどういう関係者なのか。

それと今回、この20年前の埋蔵文化財に関する調査活動については、当然、国の補助金適正化法に基づく、そういう補助金等も出ているかと思うのですが、そういう点でこういう不正があったってということで返還の要求とか、そういった話が国の方から来ているのか、来ていないのか、あるいはそれについてはどういうふうに判断し、解決しようとしているのか、それをお尋ねしたいと思います。

議 長（傳田創司君） 収入役大川浩一君。

（収入役 大川浩一君登壇）

収入役（大川浩一君） 明日の全協で重複する説明があるかと思いますが、一応、この場で概略の説明をいたさないという要請かと思いますが、かいつまんでお話しを申し上げます。

今回の埋蔵文化財未発刊によるものの刊行仕上げですね。要するに今まで昭和63年から、平成16年に至るまで、その総事業量は24です。そのうち12項目にわたって報告書の製本、発刊が成されていなかったというのが、一つの問題でございます。

そして、その中身に入りまして、平成 12 年に発刊に対する印刷費の前渡しの回収に努めております。それが教育委員会の口座に存在しておりました。その金額が 4 百数十万円ということから、今回の調査が始まったわけでございます。そして、本来ならば、全部が発刊刊行されているはずでございます。

しかしながら、そういう状況に至った、その前後処理につきまして、県と相談をしながら、最後の結論というのが未発刊のものについては仕上げることにお互いにしましょうよということで、意見の一致をいたしました。

そして、先程の会計監査、これは国権の方に当たりますけれども、これについては今のところありません、ありますという表現にはまだ明確には答えられないです。それはまだこれからの考え方の問題かと思えます。しかしながら、できるだけ善処をいたしましょう、そんな話し合いの中で、紐解いてまいりました。

そして、一般会計から、この不足金を出すことが可能なかどうか、それは予算の二重執行に当たり、皆様方の理解を得られ難いだろうと、二つ目として、現四役でそれを負担して発行しようか等も考えましたけれども、これもいろいろな問題が出てしまうと、その延長線として、我々を含めて全職員で応分な負荷のもとに 660 万円を負担しようか等の案も出ましたけれども、それもまだ大きな問題が残る等々を考えながら、そして最後に社会的、道義的な責任というのは法をも超えた中でどこにあるのだろうと、そんな中でいろいろな関係者の皆さん方ですね、当時の教育長から係長に至るまで、全ての皆様方に事情聴取をしてまいりました。

そして、そのいろいろな判断の中で関係者を中心として、負担の方向に着きましょう、そんな会議を重ねまして、先程町長が申されました 660 万円という代金は、関係者が負担をするということで一つの方向性を示しております。

そして、今回のこの補正、何故ここに計上させてもらったかということでございます。

それは歳計外で処理すれば、何ら一般会計に煩わしさを与えないわけでございますが、これをより明朗な会計に持つていくためには、一般会計に一度振り込んで、歳出を兼ねて支出をしていくことが一番明朗な道筋であろうと、そんなことで実質一般会計から現状の考え方では負担はいたしませんけれども、全てを入れて、その金額、また執行するというふうなことで最後まで仕上げをしていきたい。

そして、この刊行につきましては、約 2 年の歳月を必要とするだろう、となりますと明許繰越という問題が出てきます。そこに 4 ページの執行金額が載っているわけです。

そして、さらに細かい話につきましては、町長がされるか、私の方になるかは別といたしまして、さらに具体的な話を申し上げたいと思えます。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 93 号の質疑を終結いたします。

議 長 (傳田創司君) 次に、議案第 94 号、平成 20 年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について、質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 94 号の質疑を終結いたします。

議 長 (傳田創司君) 次に、議案第 95 号、平成 20 年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第95号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に、議案第96号、平成20年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第96号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に、議案第97号、平成20年度みなかみ町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第97号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に、議案第98号、平成20年度みなかみ町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第98号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に、議案第99号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第99号の質疑を終結いたします。

議長（傳田創司君） 次に、議案第100号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第100号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第5号）についてから、議案第100号、平成20年度みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）についてから、議案第100号、みなかみ町温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてまでは、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20	認定第1号	平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定
	認定第2号	について
		平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入
	認定第3号	歳出決算認定について
		平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出
	認定第4号	決算認定について
		平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出
	認定第5号	決算認定について
		平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入
	認定第6号	歳出決算認定について
		平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入
	認定第7号	歳出決算認定について
		平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算
	認定第8号	認定について
		平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター
	認定第9号	特別会計歳入歳出決算認定について
		平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別
	認定第10号	会計歳入歳出決算認定について
		平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入
	認定第11号	歳出決算認定について
		平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出
		決算認定について

議 長（傳田創司君） 日程第20、認定第1号、みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、関連する議題でありますので、以上11件を一括議題といたします。
事務局に議案の朗読をいさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定まで、一括して説明させていただきます。

最初に認定第1号についてであります。

歳入総額は、142億4,085万267円であり、歳出総額は、133億2,037万5,515円で、歳入歳出差引額が、9億2,047万4,752円となりました。

この内、翌年度繰越額が2,699万5,850円ありますので、実質収支額は8億9,347万8,902円の黒字となりました。

歳入については、町税の総額が44億7,175万円で、歳入の31.4%を占めてお

ります。その主なものは、町民税10億9,238万1千円、固定資産税29億1,313万1千円でありました。

地方譲与税は3億3,885万8千円、各種交付金合計は、4億2,593万8千円でありました。

地方交付税は、普通交付税40億2,213万1千円、特別交付税4億2,920万2千円で、この特別交付税の中には合併に伴う特殊事情分1億3,660万円が含まれております。

分担金及び負担金は、総額2億2,133万5千円で、畜産基地建設事業分担金、保育園保育料負担金、固形化燃料施設経費負担金等でありました。

使用料手数料は町営住宅使用料で、総額2億6,491万8千円となりました。

国庫支出金の総額は9億1,511万円で、公立学校施設整備費補助金1億1,344万8千円、安心安全な学校づくり交付金1億6,679万5千円などでありました。

県支出金の総額は6億6,250万円で、電源立地地域対策交付金8,349万8千円、福祉医療費県補助金5,945万9千円などでありました。

財産収入は総額6,323万8千円で、主なものは町有地の売却による不動産売払収入4,608万5千円であります。

繰入金は、総額7,912万7千円で、教育環境整備などの目的基金から6,980万9千円、老人保健及び介護保険の特別会計から931万7千円でありました。

諸収入は、総額1億3,547万7千円でありました。

町債の総額は18億9,570万円で、内訳は合併特例債が13億6,620万円、臨時地方道整備事業債等投資的経費に充当した町債が6,380万円、地方交付税で公布されるべきところの臨時財政対策債等が4億6,570万円でありました。

歳出については、目的別にご説明申し上げます。

1款議会費は、1億913万2千円となり、議員報酬及び手当と職員の人件費等でありました。

2款総務費は、総額で19億6,843万1千円となり、主な内訳は、総務管理費16億3,025万1千円、徴税費2億2,817万5千円、戸籍住民基本台帳費5,467万5千円、選挙費5,355万4千円等であります。

総務管理費の主なものは、一般管理費7億1,693万8千円、財政管理費2億6,084万7千円、財産管理費1億3,184万5千円、企画費4億4,468万6千円、支所費2,585万3千円でありました。

なお、企画費については、合併後の新しいまちづくりを進めるために、合併特例債を活用した合併振興基金3億円を積み立てています。なお、この合併振興基金は総額15億円を目途に醸成してまいりたいと考えています。

3款民生費は、総額で18億2,072万7千円の決算となりました。この内、社会福祉費は13億3,852万2千円で、主な内訳は、老人福祉費4億2,046万9千円、福祉医療費1億6,742万円、障害者福祉費2億4,151万4千円、介護保険費2億8,223万3千円でありました。

また、児童福祉費は4億8,215万9千円であり、児童手当や4つの保育園及び児童館等に係る運営費でありました。

4款衛生費は、総額11億8,480万2千円の決算となり、内訳は、保健衛生費4億4,298万2千円、清掃費6億3,363万5千円、水道費1億818万5千円であり

ました。

6款農林水産事業費は、総額8億5,158万9千円の決算であり、その内訳は、農業費8億3,116万円と林業費2,042万9千円でありました。

農業費では、農業委員会費及びフルーツ公園や中山間地域直接支払い事業等の農業振興費が主なものでありました。農地費は利根沼田区域農用地整備事業負担金1億1,058万1千円をはじめ、各種土地改良関係事業費でありました。

その主なものは、小規模土地改良事業費5,543万5千円等でありました。

また、土地改良償還助成費は41地区に元利償還金助成として、7,135万1千円を支出しました。

7款商工費は、総額3億5,641万円の決算となり、その内訳は、商工費4,921万2千円、観光費3億719万7千円でありました。

商工費では、商工会に対する補助金及び公的制度融資の利子補給が主なものでありました。観光費では、観光振興費において、まちづくり観光協会に2,900万円を観光宣伝補助金として支出したほか、各種イベント等を実施して誘客を図りました。また、観光施設費は町内の観光関連施設の維持管理費等が主なものでありました。

8款土木費では、総額15億717万7千円の決算となり、内訳は土木管理費2,711万6千円、道路橋梁費4億3,369万2千円、河川費381万3千円、都市計画費10億219万8千円、住宅費4,035万6千円でありました。

道路橋梁費の主なものは、町道藪田20号線沢入橋耐震補強受託工事委託料2,098万1千円や除雪委託料4,391万8千円などでありました。河川費では、県の砂防工事負担金376万3千円が主なものでありました。都市市計画費は、都市計画図作成委託料6,511万円、まちづくり交付金事業3億3,162万1千円が主なものでありました。公共下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金5億1,649万8千円でありました。住宅宅費は、町営住宅管理費4,035万6千円でありました。

9款消防費は、総額で4億6,695万8千円の決算で、消防総務費3億5,167万2千円、非常備消防費5,523万8千円でありました。消防総務費の主なものは、利根沼田広域消防負担金3億5,141万9千円でありました。

10款教育費は、総額26億3,861万円の決算となり、その内訳は、教育総務費2億1,307万5千円、小学校費11億4,100万円、中学校費8,348万8千円、高等学校費5億3,055万5千円、幼稚園費1億6,484万円、社会教育費1億5,007万円、保健体育費7,641万円、給食センター費2億7,916万9千円でありました。

教育総務費では、桃野小学校屋体改築等の教育施設整備設計委託を実施したほか、外国青年招致事業費やスクールバス運営経費が主なものでありました。

小学校費及び中学校費の主なものは、新治統合小学校建設事業で、平成20年度から新治統合小学校としてスタートしたところであります。今後も安心して安全な学校施設を目指して、耐震補強等、計画的な施設整備に取り組みたいと考えています。

高等学校費は、利根沼田学校組合に対する普通交付税措置分5億2,772万6千円を支出したものであります。社会教育費と保健体育費では、総合体育館やカルチャーセンター等の施設運営費が主なものでありました。

12款公債費は、総額で23億9,122万円となりました。長期償還元金は20億1,881万2千円で、利子分は3億7,237万8千円、一時借入金利子は2万9千円であ

りました。

13款諸支出金は、総額で290万9千円となりましたが、そのうち土地開発公社への利子補給が279万7千円でした。以上が一般会計についての説明であります。

次に**認定第2号**について、ご説明申し上げます。

歳入総額29億1,443万3,678円で、歳出総額27億3,852万6,926円となり、歳入歳出差引額が、1億7,590万6,752円となりました。

また、国民健康保険基金については、保険給付費に充てるため、年度中に3,803万5,123円を取り崩して繰り入れし、年度末残高では5,096万5,830円となりました。歳入につきましては、国民健康保険税が歳入総額の28.1%を占め、続いて国庫支出金の28.7%、療養給付費交付金の14.1%、繰入金金の7.5%、その他に共同事業交付金、県支出金などとなっています。

また、歳出につきましては、大部分が保険給付費であり、歳出総額の63.1%を占め、続いて老人保健拠出金の16.1%、その他に共同事業拠出金、介護納付金などとなっています。

次に**認定第3号**について、申し上げます。

歳入総額27億3,908万6,020円、歳出総額27億2,980万3,171円となり、歳入歳出差引額は、928万2,849円となりました。

歳入につきましては、支払基金交付金の歳入総額の50.2%を占め、続いて国庫支出金の31.0%、県支出金7.7%、繰入金金の10.9%などとなっております。

また歳出につきましては、大部分が医療諸費であり、歳出総額の98.9%を占め、その他は、総務費と諸支出金であります。

医療費については、被保険者数は減少していますが、1人当たりの医療費は医療の高度化等により増加傾向にあります。

次に**認定第4号**について、ご説明申し上げます。

介護保険制度は、他国に例を見ない速度で進行する高齢社会の介護問題について、国全体で取り組む観点からスタートした社会保障制度であります。

介護を要する状態となっても、被保険者の選択により、できる限り自立した日常生活を送ることができるように、サービスの提供が図られるよう適切な予算措置に努めているところであります。

歳入総額は17億4,882万4,498円で、歳出総額は16億7,969万8,089円となり、引き続き健全な運営が維持されています。

平成20年4月にみなかみ町の高齢者比率は30%代に到達いたしました。

今後、サービス利用者、介護給付費の増加は必定であります。地域支援事業等の拡充を図り、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して元気に暮らせる生活環境づくりに、より一層努力してまいりたいと考えております。

次に**認定第5号**について、ご説明申し上げます。

歳入決算額は、3億291万1,791円で、歳出決算額は、2億9,106万3,303円で、歳入歳出差引額は1,184万8,488円となりました。

歳入から主なものを申し上げます。昨年度に比べ、年間有収水量が3万3,702トン減少して、112万5,083トンとなり、大口使用者の節水により、使用料が215万8,147円減少しました。

国庫支出金990万円は、東部簡易水道水源変更工事の補助金であります。

県支出金232万円は、北部簡水及び猿ヶ京簡水の石綿管布設替工事の補助金であります。繰入金4,966万5千円は、一般会計からの繰入金であります。繰越金625万1,660円は、前年度からの繰越金であります。

町債8,250万円は、繰上償還に伴う借換債及び簡易水道事業債であります。

歳出では、簡易水道費1億1,112万9,293円は、職員人件費及び一般管理費であります。施設費5,998万4,400円は、東部簡易水道水源変更工事及び北部簡水及び猿ヶ京簡水石綿管布設替工事であります。公債費では、1億1,994万9,610円で、借換債及び簡易水道事業債の元利償還金であります。

次に**認定第6号**について、ご説明申し上げます。

歳入決算額は15億3,335万7,618円で、歳出決算額は14億8,544万6,771円で、歳入歳出差引額は、4,791万847円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料2億953万2,809円は、下水道使用料であります。

国庫支出金2,376万8千円、県支出金1,268万円は、公共下水道工事及び合併浄化槽設置整備の補助金であります。繰入金5億1,649万8千円は、一般会計からの繰入金であります。繰越金2,197万3,509円は、前年度からの繰越金であります。

町債7億3,990万円は、繰上償還に伴う借換債及び下水道事業債であります。

歳出の主なものは、総務費8,421万8,534円は、職員人件費及び一般管理費であります。公共下水道費9,044万7,694円は、月夜野地区及び水上地区の第1処理分区管渠布設工事等であります。

特定環境保全公共下水道費3,493万5,723円は、新治地区の猿ヶ京面整備ほか2件の建設費及び維持管理費であります。流域下水道事業費1億7,406万6千円は、建設負担金及び維持管理負担金であります。農業集落排水処理施設費178万8,063円は、水上地区藤原にある下水処理施設の維持管理費であります。

汚水処理施設整備費1,921万7千円は、合併浄化槽設置整備補助金であります。

公債費10億8,077万3,757円は、借換債及び下水道事業債の元利償還金であります。

次に**認定第7号**について、ご説明申し上げます。

本会計は、給水戸数5,109戸、給水人口14,102人で年間有収水量261万4,718トンとなりました。

収益的収支では、事業収益3億970万9,798円、事業費用3億6,811万7,099円となりました。消費税計算後、5,889万2,554円が当年度の純損失となり、前年度繰越欠損金に加え、5億5,861万2,473円が当年度未処理欠損金となりました。

次に、資本的収支では、事業収入2億4,585万4千円、事業支出3億2,508万451円で、不足する額7,922万6,451円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額48万3,913円、過年度損益勘定留保資金1,786万1,792円、当年度損益勘定留保資金3,140万3,022円で補てんし、更に不足する2,947万7,724円は、一時借入金で措置いたしました。

次に、主な事業は、湯桧曾簡易水道配水管布設替工事、上河原地区配水管布設替工事、大穴配水管布設替工事等を実施し、維持管理の充実と安定した給水ができるように努力をしてしました。

次に**認定第8号**について、ご説明申し上げます。

利根沼田広域観光センターの使用状況ですが、民間のテナント3店舗のほか、19年度からは、みなかみ町観光まちづくり協会が新たにテナント入りして、現在4者が利用している状況であります。2階部分は、株式会社プリンスホテルの所有であります、営業はしていない状況です。

決算ですが、歳入の使用料手数料は、283万8千円で4者のテナント料です。

財産収入は、株式会社プリンスホテルからの地代で、58万2,565円。

繰越金は、前年度繰越金で213万6,450円。諸収入は、4者及びプリンスホテルから電気料等の経費を徴収したものであります。

次に歳出であります、維持管理費が主なものであり、内容は施設の維持費であり、光熱水費368万6,420円、管理業務委託料146万550円が主なものであります。

実質収支額は97万5,231円となり、その中から50万円を基金に積み立てたものであります。

次に**認定第9号**について、ご説明申し上げます。

歳入総額は、608万2,354円で、その主なものは使用料及び手数料471万1,424円、県支出金47万5千円、繰越金87万5,027円であります。

歳出総額は、443万3,366円で、主として総務費であり、歳入歳出差引額は、164万8,988円となりました。地域住民と、観光客の交通の確保のために、安全に注意し運行をしまいたいと考えております。

次に**認定第10号**について、ご説明申し上げます。

本年度の来場者数は、前年度に比較しますと271%と大幅に伸びていますが、これは、前年度が雪が少なく営業ができなかったためであり、本年度の利用者数が伸びているわけではなく、むしろスキー離れにより、利用客は減少傾向にあります。このため、事業運営につきましては、平日における臨時職員の減員、3月には土日のみの営業とするなど、経費削減に努めてきたところであります。

決算の状況ですが、スキー場を運営するために要する経費、歳出総額は、1,321万166円であり、これに対して歳入は、スキー場事業収入が760万5,120円しかなく、前年度繰越金107万1,020円のほか、基金から194万7千円を繰入れて、さらに一般会計から350万円を繰り入れて運営をしました。実質収支額は102万9,234円ですが、全額前期繰越金であり、20年度のスキー場運営に充てるものであります。

こうした状況から、今後の運営につきましては、運営委員会との協議も含め、検討していきたいと考えております。

最後に**認定第11号**について、ご説明申し上げます。

事業といたしましては、長年の課題でありました村有1号線の代替井戸の掘削に取りかかることが出来ました。また、20年1月には第2ポンプ場の貯湯槽が破損し、急きょ設置することとなりました。いずれも19年度に終了することができず、20年度に繰越すこととなりました。

歳入の状況ですが、事業収入のうち温泉使用料が3,023万175円で、前年度より21万1,775円増加いたしましたが、現年度分の徴収率が1.1%下がってしまい、今後さらなる徴収に努めたいと思います。その他、歳入の主なものは、受湯権利料315万円、前年度繰越金354万8,987円と工事費を賄うため、基金繰入金5千万円があります。

歳出の主なものは、温泉総務費は、職員人件費が主なもので786万3,800円、温泉管理費は温泉供給事業に伴う光熱水費548万1,712円、ポンプ等の修繕245万1,582円、工事設計委託料212万1千円、温泉会計検針システム開発委託料159万6千円、工事請負費1,512万円が主なものであります。

歳入歳出差引額は、4,560万9,423円で、その内から、3,023万円を20年度に繰越いたしました。実質収支は、1,537万9,423円となり、そこから800万円を基金として積み立てたところであります。

以上、認定第1号から認定第11号まで、一括して説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご認定下さいますようお願い申し上げて提案理由の説明といたします。

議長(傳田創司君) 提案理由の説明が終了いたしました。

ここで、みなかみ町代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

代表監査委員阿部仔一君。

(代表監査委員 阿部仔一君登壇)

代表監査委員(阿部仔一君) それでは決算審査意見について、申し述べさせていただきます。

今日の議案書の一番末尾に綴ってございます、「決算審査意見書」に沿って、ご説明申し上げますので、ご覧頂きたいと思っております。

平成19年度みなかみ町決算及び各基金の運用状況の審査意見書についてということで、去る平成20年8月29日に、みなかみ町長鈴木和雄様宛て、みなかみ町監査委員阿部仔一、同じく速水一浩、連名でご報告申し上げます。

表題については、読み上げて提案とさせていただきます。

※ 以下、全文を掲載

平成19年度みなかみ町決算審査意見書

みなかみ町長鈴木和雄様

平成20年8月29日

みなかみ町監査委員 阿部 仔 一
同 速 水 一 浩

平成19年度みなかみ町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定により審査に付された、平成19年度みなかみ町各会計決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに同法第241条第5項の規程により、各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

記

◎審査の対象

- 1 平成19年度みなかみ町一般会計決算

- 2 平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計決算
- 3 平成19年度みなかみ町老人保健特別会計決算
- 4 平成19年度みなかみ町介護保険特別会計決算
- 5 平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計決算
- 6 平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計決算
- 7 平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計決算
- 8 平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計決算
- 9 平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計決算
- 10 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計決算
- 11 平成19年度みなかみ町水道事業会計決算

◎審査の期間 平成20年7月10日から23日まで

◎審査補助者 石坂武総合政策課長・宮崎育雄係長企画財政GL・澤浦厚子主幹・高橋圭吾

その他に、ここには書いてございませんが、全課にわたりまして、収入役の同席をいただきまして、監査をさせていただきました。

2ページ目にまいります。先程、町長から細かい提案理由の説明がございました。できるだけダブることのないように簡略化しながら、申し上げさせていただきます。

第1 一般会計

I 総説

1 財政収支の状況

平成19年度の歳入総額は142億4,085万267円で、予算額に対して102.35%、調定額に対しては93.28%である。また、自主財源である町税は44億7,175万357円であり、歳入に占める割合は31.40%で、4,232万1,004円の不納欠損額と9億3,307万7,214円の収入未済額がある。

歳出については、総額133億2,037万5,515円で、歳入歳出の差引額は、9億2,047万4,752円である。このうち翌年度へ繰り越すべき財源2,699万5,850円を差し引いた実質収支額は、8億9,347万8,902円であり、このうち4億5千万円が今回の決算認定をされますと基金繰入の予定となっております。

2 財政運営の状況

歳入については、町税における収入未済額は、9億3,307万7,214円であり、調定額に対しての収納率は82.9%と低調である。税収入以外の収入未済額においては、12款分担金及負担金の2項2目民生費負担金において、112万5,366円、2項5目教育費負担金549万6,104円、13款使用料及手数料では1項6目土木使用料2,953万302円、1項7目教育使用料19万6,200円、16款財産収入では1項1目、財産貸付収入288万2,658円、20款諸収入1項延滞金加算金及び過料57万205円、5項1目雑入28,100円ありますが、これについては後ほど18ページで、ご説明させていただきます。

歳出については予算額139億1,335万7,837円で、支出済額133億2,037万5,515円ありますが、不用額2億8,792万85円と翌年度繰越額3億506万2,237円があり、予算の執行率は97.88%となっております。

3 基金の状況

基金は、それぞれ条例に基づく積立と運用利子、その他積立を行った。

なお、平成19年度決算により生じた余剰金のうち4億5千万円は、平成20年度に積み立てる予定であります。

◎ みなかみ町基金の状況

(単位：円)

基金名	前期末残高	決算年度中 増嵩(利子等)	決算年度中 取り崩し額	決算年度末 現在高
財政調整基金	1,079,403,545	402,830,932	0	1,482,234,477
減債基金	459,640,387	200,447,357	0	660,087,744
特殊車等維持購入基金	31,787,433	91,947	0	31,879,380
教育環境整備基金	197,225,349	808,889	64,434,000	133,600,238
奨学基金	19,571,713	3,208,287	2,780,000	20,000,000
種畜貸付譲渡基金	18,947,398	4,414,161	5,361,559	18,000,000
土地開発基金	10,371,196	25,927	0	10,397,123
高畑牧場災害防止等整備基金	69,127,945	278,404	2,520,000	66,886,349
地域福祉基金	153,051,747	613,457	0	153,665,204
ふるさと農村活性化基金	19,317,886	68,478	0	19,386,364
奥利根アメニティー維持管理基金	67,976,953	199,263	0	68,176,216
合併振興基金	300,000,000	300,000,000	0	600,000,000
計	2,426,421,552	912,987,102	75,095,559	3,264,313,095

※ 前期末残高24億2,642万1,552円は、種畜貸付譲渡基金が平成19年度より定額運用基金に移行し、貸付金733万2,225円が残高に計上されたため、前年度の決算数値と一致しない。

そして、基金の状況は表のとおりでございますが、19年度末32億6,431万3,095円となっております。これに4億5千万円が加算になってくるということでございます。

II 各 説

1 歳 入

歳入の個別審査にあたっては、次の諸点に留意して実施させていただきました。

- (1) 地方自治法第231条に基づく適法な収入であるか否か。
- (2) 収入の実績と収入未済額の処理方法。
- (3) 地方税法第18条又は地方自治法第236条の規定による時効の関係。
- (4) 予算現額に対し、著しい増減の理由。

◎歳入の各款ごとの状況は、次のとおりであります簡略に申し上げます。

1 款 町 税

町税の調定額54億4,714万8,575円に対し、収入済額は44億7,175万357円で、収納率は82.9%である。これは先程も申し上げましたが、収納未済額が多いということでございます。収納率ということで下表に書いてありますが、平成19年度の収納未済額下欄を見ていただきますと、9億3,300万円からの収納未済額がございます。

この状況は次のとおりであり、徴収についてより一層の努力を望むものである。

◎ 収納率調

(単位：円)

年度 区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H. 18	5,519,841,756	4,417,528,595	110,565,125	991,748,036	80.03 %
H. 19	5,447,148,575	4,471,750,357	42,321,004	933,077,214	82.09 %

自主財源以外の2款、3款、4款、5款、6款、7款、8款、9款、11款の状況は次表のとおりであります。

(単位：円)

款	項	科 目	18年度収入済額	19年度収入済額
2		地方譲与税	404,760,260	238,858,000
	※1	所得贈与税	170,268,260	0
	1	自動車重量譲与税	174,461,000	177,528,000
	2	地方道路譲与税	60,031,000	61,330,000
3	1	利子割交付金	6,571,000	9,394,000
4	1	配当割交付金	7,482,000	8,968,000
5	1	株式等譲渡所得割交付金	4,678,000	3,954,000
6	1	地方消費税交付金	238,913,000	227,634,000
7	1	ゴルフ利用税交付金	25,673,137	33,215,273
8	1	自動車取得税交付金	129,915,000	125,000,000
9	1	地方特例交付金	38,175,000	12,154,000
11	1	交通安全対策特別交付金	5,656,000	5,619,000

10 款 地方交付税

2 款から 1 1 款と申し上げましたが、その中の 1 1 款の地方交付税についてのみ抜き出してみました。1 1 款地方交付税でございます。地方交付税 4 4 億 5, 1 3 3 万 3 千円は、利根商業高等学校分として 5 億 2, 7 7 2 万 6 千円が含まれており、その状況は次表のとおりであります。

(単位：円)

年度区分		1 8 年交付税額	構成比	1 9 年交付税額	構成比
配 分					
A 総 額		4,621,385,000	100.00	4,451,333,000	100.00
内 訳	普通交付税	4,171,281,000	90.26	4,022,131,000	90.36
	特別交付税	450,104,000	9.74	429,202,000	9.64
B 利根商分		557,338,000	12.06	527,726,000	11.86
C(A-B)差 引		4,064,047,000	87.94	3,923,607,000	88.14

なお、1 2 款分担金及び負担金から 2 1 款町債までについては特記事項はなく、決算書のとおりである。

2 歳 出

歳出の個別の審査に当たっては、次の諸点に留意して実施いたしました。

- (1) 予算の目的に合致しない支出の有無。
- (2) 支出手続きの適正性。
- (3) 各種契約の適正性。
- (4) 委託費の有用性と積算単価の妥当性。

1 款 議 会 費

議会費では、本年度の歳出は 1 億 9 1 3 万 2, 9 3 8 円である。

主なものは、議員報酬・議員手当・職員人件費である。

2 款 総 務 費

総務費では、本年度の歳出は 1 9 億 6, 8 4 3 万 1, 3 6 3 円である。

1 項総務管理費は 1 6 億 3, 0 2 5 万 1, 4 2 5 円で、主なものは一般管理費 7 億 1, 6 9 3 万 8, 5 8 8 円、財政管理費 2 億 6, 0 8 4 億 7, 4 1 6 円、財産管理費 1 億 3, 1 8 4 万 5, 7 7 4 円、企画費 4 億 4, 4 6 8 万 6, 8 4 6 円、支所費 2, 5 8 5 万 3, 6 8 1 円等となっており、2 項徴税費は 2 億 2, 8 1 7 万 5, 0 2 4 円で税務総務費 1 億 8, 2 1 2 万 4, 6 2 4 円が主である。

3 項戸籍住民基本台帳費は 5, 4 6 7 万 5, 5 8 3 円であり、4 項選挙費は 5, 3 5 5 万 4, 8 2 4 円で、主に群馬県議会議員選挙 1, 0 6 5 万 6, 9 5 8 円、参議院議員選挙 1, 5 5 8 万 4, 9 3 7 円に支出された。

行政改革においては、行財政改革行動指針が策定され、財政規模 1 0 0 億円と職員数 2 4 0 人を目標に掲げた改革の具体的な方針が示された。また、昨年引き続き、みなかみ町職員の早期退職実施要項による早期退職が推進され、1 0 人の職員が早期退職に協力した結果、平成 2 0 年 4 月 1 日現在

の職員総数は329人となっております。

さらに組織機構の改革として、フラット化を目的にグループ制が導入されるとともに、上下水道課と環境課が統合されて生活環境課が、学校教育課と生涯学習課が統合されて教育課が新設されるなど組織のスリム化が進んだ。

3 款 民 生 費

民生費では、本年度の歳出は18億2,072万7,974円である。

1項社会福祉費は13億3,852万2,430円で、3目老人福祉費における老人保健特別会計繰出金が2億9,943万2千円でございます。6目介護保険費における介護保険特別会計繰出金が、2億3,218万4千円となっている。2項児童福祉費は482,159,776円支出されておりますが、中でも保育園費で2億7,881万6,046円となっております。今後、統廃合や民間委託等による効率的な運営が望まれるところでございます。

4 款 衛 生 費

衛生費では、本年度の歳出は11億8,480万2,807円である。

1項保健衛生費は4億4,298万2,617円で、主なものは、保健衛生総務費6,441万4,129円、予防費7,035万7,587円、国民健康保険費2億2,939万4,273円、保健福祉センター費1,279万1,942円、環境衛生費5,776万3,195円である。

2項清掃費6億3,363万5,190円は、主に清掃総務費1億586万5,880円、塵芥処理費6,619万1,379円、アメニティーパーク管理費4億6,157万7,931円である。水道費は上水道・簡易水道会計へ繰出金1億818万5千円がある。

今後、アメニティーパークの施設老朽化に伴う維持管理費の拡大が懸念される所であり、突発的な支出に備え、長期計画に沿った事業の運営が図られるよう望まれるところでございます。

5 款 労 働 費

労働費では、本年度の歳出は1,682万8,235円で、21節貸付金の勤労者生活資金融資預託金1,600万円が主なものである。

6 款 農 林 水 産 業 費

農林水産業費では、本年度の歳出は8億5,158万9,856円である。

1項農業費は8億3,116万361円で、主なものは農業委員会費3,260万8,484円、農業総務費1億2,710万1,512円、農業振興費8,829万6,894円、畜産業費4,969万2,467円、農地費4億7,896万9,897円、地籍調査費3,390万9,445円である。

2項林業費は2,042万9,495円で主に林業振興費で1,690万65円である。

第3セクター等関係団体については、引き続き出資、債務保証、補助金、委託契約の徹底した見直しと早期の完全撤退に向けた取り組みが望まれるとともに、指定管理制度の運用に当たっては、公募の方法を厳格に運営するなど、より公平性の確保が望まれる。

7 款 商 工 費

商工費では、本年度の歳出は3億5,641万13円である。

1項商工費は4,921万2,629円で、主に商工総務費3,481万5,114円、商工振興費1,439万7,515円である。2項観光費は3億719万7,384円で、主に観光振興費8,365万3,187円、観光施設費9,171万3,167円である。

観光施設等の維持管理においては、老朽化の進む中、特に安全面において的確な判断を持った対応が望まれる。また、指定管理制度の運用に当たっては、公募の方法を厳格に運営するなど、より公平性の確保が望まれる。

観光宣伝においては、パンフレット等の見直し、必要性も工夫・検討され、キャンペーン等は増客が望めるよう効果のあるものを展開されたい。

8 款 土 木 費

土木費では、本年度の歳出は15億717万7,389円である。

1項土木管理費2,711万6,456円と、2項道路橋梁費4億3,369万2,743円では、主に道路維持費4,436万221円、道路新設改良費1億96万4,178円、除雪費1億4,701万8,295円である。

3項河川費381万3,100円は河川維持費である。4項都市計画費は10億219万8,389円で、主にまちづくり交付金事業3億3,162万1,641円、下水道事業繰出金5億1,649万8千円である。5項住宅費4,035万6,701円は町営住宅管理費である。

9 款 消 防 費

消防費では、本年度の歳出は4億6,695万8,420円で、主なものは広域消防負担金の3億2,346万9千円である。

10 款 教 育 費

教育費では、本年度の歳出は26億3,861万419円である。

1項教育総務費2億1,307万5,575円は、主に事務局費2億1,179万6,268円である。2項小学校費11億4,100万208円は、新治統合小学校建設事業費10億3,058万650円で3項中学校費は8,348万8,012円、4項高等学校費は利根商交付税負担分で5億2,772万6千円、5項幼稚園費は1億6,484万305円である。

6項社会教育費の1億5,007万572円は、公民館費1,571万9,873円、カルチャーセンター費3,828万120円、文化財保護費1,118万833円等である。

7項保健体育費は7,641万543円で、8項給食センター費は2億7,916万9,904円で、主に月夜野給食センター1億637万4,724円、水上給食センター6,883万6,475円、新治給食センター7,413万8,838円である。

今後、進む人口減少により、各学校の統廃合、耐震基準に対応した各施設の改築・新築等の莫大な経費が予想されるが、次代を担う子供たちには素晴らしい自然環境の中で健全な教育が施されるよう特段の配慮が望まれる。

1 1 款 災害復旧費

災害復旧費の歳出は557万6,670円で、農林水産施設災害復旧費357万4,240円と、土木施設災害復旧費200万2,430円である。

1 2 款 公債費

公債費においては23億9,122万0,368円で、元金償還額20億1,881万2,080円、利子償還額3億7,237万8,699円である。なお、元金のうち1,300万3,233円は金利7%以上の政府資金に係る繰上償還分である。

1 3 款 諸支出金

諸支出金においては290万9,063円であり、開発公社費288万3,136円が主なものである。

第2 特別会計

I 総説

平成19年度みなかみ町各特別会計の歳入総額93億5,568万1,675円に対し、歳出総額は89億9,234万3,454円で歳入歳出差引残額3億6,333万8,221円となり、利根沼田広域観光センター特別会計50万円、自家用有償バス事業特別会計100万円、温泉事業特別会計800万0,000円の決算剰余金処分積立金額合計の950万円を差し引いた3億5,383万8,221円を翌年度に繰越すものである。

平成19年度における各特別会計収支の状況は、次のとおりである。

◎ 特別会計歳入・歳出決算額

(単位：円)

会計名	歳入	歳出	差引額
国民健康保険	2,914,433,678	2,738,526,926	175,906,752
老人保健	2,739,086,020	2,729,803,171	9,282,849
介護保険	1,748,824,498	1,679,698,089	69,126,409
簡易水道事業	302,911,791	291,063,303	11,848,488
下水道事業	1,533,357,618	1,485,446,771	47,910,847
利根沼田広域観光センター	7,672,308	6,697,077	975,231
自家用有償バス事業	6,082,354	4,433,366	1,648,988
スキー場事業	14,248,575	13,219,341	1,029,234
温泉事業	89,064,833	43,455,410	45,609,423
合計	9,355,681,675	8,992,343,454	363,338,221

◎ 一般会計からの繰入金の状況

(単位：円)

会 計 名	本年度繰入金
国民健康保険	180,357,786
老人保健	299,432,000
介護保険	232,184,000
水道事業	28,210,000
簡易水道事業	49,665,000
下水道事業	516,498,000
合 計	1,306,957,786

◎ 歳入関係執行状況

(単位：%)

会 計 名	調定/予算	収入済/調定	備 考
国民健康保険	107.84	94.50	
老人保健	100.33	100.00	
介護保険	101.26	99.51	
簡易水道事業	116.59	87.5	
下水道事業	105.32	95.22	
利根沼田広域観光センター	86.00	94.91	
自家用有償バス事業	118.80	100.00	
スキー場事業	90.21	100.00	
温泉事業	123.3	86.52	

◎ 歳出関係執行状況

(単位：%)

会 計 名	支出済/予算額	不用額/予算額	備 考
国民健康保険	95.76	4.24	
老人保健	99.99	0.01	
介護保険	96.78	3.22	
簡易水道事業	97.52	2.48	
下水道事業	97.15	2.85	
利根沼田広域観光センター	71.25	28.75	
自家用有償バス事業	86.59	13.41	
スキー場事業	83.69	16.31	
温泉事業	51.94 (88.07)	11.93	()は繰越明許を除く

◎ 滞納繰越未収金残高の内訳

(単位：円)

科目等	平成18年度未収金額	平成19年度未収金額
国民健康保険税	164,618,301	158,393,403
介護保険料	8,222,300	7,363,400
簡易水道使用料	45,566,217	41,451,710
下水道使用料	53,444,663	35,772,764
温泉使用料	9,937,520	13,871,500
合計	281,789,001	256,852,777

II 各会計状況

1 国民健康保険特別会計

歳入における主なものは、1款国民健康保険税の調定額9億8,744万4,101円に対する収入済額8億1,784万7,930円で82.82%の収納率となっております。前年82.27%でありましたので僅かながら上昇してございます。また、不納欠損額は1,120万2,768円となった。今後も徴収について、より一層の努力を望むものである。次に2款国庫支出金8億3,622万6,020円、3款療養給付費交付金4億1,204万5,500円、4款県支出金1億3,707万7,520円、5款共同事業交付金3億5,455万5,840円、7款繰入金2億1,839万2,909円で、歳入総額は29億1,443万3,678円である。

歳出における主なものは、2款保険給付費17億2,829億1,191円、3款老人保健拠出金4億4,133万4,283円、4款介護納付金1億7,432万6,178円、5款共同事業拠出金3億4,504万5,466円で、歳出総額は27億3,852万6,926円で、歳入歳出差引額は1億7,590万6,752円である。

2 老人保健特別会計

歳入における主なものは、1款支払基金交付金13億7,458万7千円、2款国庫支出金8億4,843万7,062円、3款県支出金2億984万997円、4款繰入金2億9,943万2千円で、歳入総額は27億3,908万6,020円である。歳出における主なものは、2款医療諸費26億9,908万1,707円で、歳出の98.87%を占めている。次に4款諸支出金2,411万1,187円は過年度分の国・県・支払基金への戻しであり、歳出総額は27億2,980万3,171円で、歳入歳出差引額は928万2,849円である。

3 介護保険特別会計

歳入における主なものでは、1款介護保険料の調定額2億6,995万7,800円に対する収入済額は2億6,127万7000円で、96.78%の収納率である。今後、保険料の徴収については制度の健全な運営を行うためにも、より一層の収納率向上を望まれるところである。

次に3款国庫支出金4億929万1,420円、4款支払基金交付金4億8,709万1,186円、5款県支出金2億3,687万2,323円、8款繰入金2億7,151万4,036円、9款繰越金7,954万9,896円で歳入総額は、17億4,882万4,498円である。

歳出における主なものは、1款総務費2,927万1,806円、2款保険給付費15億5,04

2万2,138円、3款地域支援事業費1,711万9,198円、4款財政安定化基金処出金341万円、5款基金積立金3,269万8,193円、7款諸支支出金4,677万6,754円であり、歳出総額は16億7,969万8,089円、歳入歳出差引額は69,126,409円である。

平成18年度から地域支援事業費による要介護認定者以外の介護予防事業が保険事業の中に位置づけられ、予防事業が開始されております。被保険者が介護を必要とせず、いつまでも在宅で居続けられるよう施策の充実と事業展開が望まれるものであります。

4 簡易水道事業特別会計

町の簡易水道事業は、簡易水道8カ所・小水道5カ所で給水している。

年間有収水量は112万5,083 m^3 （前年対比97.1%）で前年に比べ33,702 m^3 の減少となっている。歳入総額は3億291万1,791円（前年対比144.5%）で主なものは1款使用料及び手数料1億4,866万9,953円、7款繰入金4,966万5千円、8款繰越金625万1,660円、10款町債8,250万円である。収入未済額については水道使用料で4,145万1,710円（前年対比91.0%）があり、さらに適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は2億9,106万3,303円（前年対比143.1%）で主なものは1款簡易水道費1億1,112万9,293円、2款施設費5,998万4,400円、3款公債費1億1,994万9,610円であり、歳入歳出差引額は1,184万8,488円となっている。

5 下水道事業特別会計

町の下水道事業認可計画面積は701ヘクタールで、整備率は66.2%である。前年比で0.4ポイント上昇しております。

歳入総額は15億3,335万7,618円（前年対比142.9%）で主なものは、2款使用料及び手数料2億953万2,809円、3款国庫支出金2,376万8千円、6款繰入金5億1,649万8千円、9款町債7億3,990万円である。

収入未済額については、下水道使用料で3,577万2,764円（前年対比66.9%）、受益者負担金で194万6,940円（前年対比9.2%）があり、さらに適切な徴収を実施されたい。

歳出総額は14億8,544万6,771円（同比141.4%）で主なものは、1款総務費8,421万8,534円、2款下水道事業費3億2,045万4,480円、3款公債費10億8,077万3,757円で、歳入歳出差引額は4,791万847円である。町財政の圧迫要因となることの無いよう、効率性を重視した特段の対応が望まれる。

6 利根沼田広域観光センター特別会計

歳入総額は767万2,308円で、その主なものは1款使用料及び手数料283万8千円、5款繰越金213万6,450円、6款諸収入で209万9,401円である。

歳出総額は669万7,077円で、維持管理費が主な支出となっており、歳入歳出差引額は97万5,231円となっている。建物維持のために莫大な補修費が想定されることなどから、早急に将来を見据えた対策が緊急な課題と思われれます。

7 自家用有償バス事業特別会計

歳入総額は、608万2,354円で、主なものは1款使用料及び手数料471万1,424円、2款県支出金47万5千円、4款繰越金で87万5,027円である。

歳出総額は、443万3,366円で主として、1款総務費であり、歳入歳出差引額は164万8,

988円となっている。本年は県補助金等によりバスを購入した。地域住民の利便性を図るとともに、安全に十分な注意を払った運行が望まれる。

8 町営赤沢スキー場事業特別会計

歳入総額は、1,424万8,575円で、主なものは1款事業収入760万5,120円、5款基金繰入金194万7千円、6款繰入金350万円である。

歳出総額は、1,321万9,341円で、スキー場としての運営管理費が主なものであり、歳入歳出差引額は102万9,234円である。

本年も暖冬により、降雪が少なく年末年始の営業ができず、実営業日数は86日間（休業日数26日）となったため、事業運営に大きな影響を及ぼす結果になった。すでに、安全面の確保や経営においても限界に近く、撤退するとしても莫大な費用が必要と見込まれている。

今後は事業のあり方について、健全な運営ができるのか否か、様々な方向からの検討が望まれる。

9 温泉事業特別会計

歳入総額は8,906万4,833円で、主なものは、1款事業収入3,462万7,555円、2款繰入金5千万円、4款繰越金354万8,987円である。収入未済額については、使用料で1,116万7,970円、メーター管理料で72万3,530円があり、これは組合事業のように運営されております。存亡の危機にあると認められますので、適切な徴収を強く望まれる、いわゆる費用を出さなければやっていけなくなるのではというような危惧も抱かれます。

歳出総額は4,345万5,410円で、主なものは温泉の維持管理である1款事業費4,306万7,119円であり、歳入歳出差引額は4,560万9,423円となっている。なお、温泉事業費で3,023万円が繰越明許となっている。

第3 企業会計

1 水道事業会計

(1) 収益的収入及び支出

① 営業収益2億7,937万6,273円には仮受消費税等の1,316万5,452円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業収益は2億6,621万821円となった。

営業収益中の98.8%は給水収益が占めている。

② 損益計算書の営業外収益は、他会計補助金2,882万1千円及び雑収益147万9,705円の合計3,030万705円となった。

③ 営業費用2億1,684万4,261円には、仮払消費税等の398万3,163円が含まれており、これを除いた損益計算書の営業費用は2億1,286万1,098円となった。営業費用の主なものは、減価償却費が大きく事業費用のおよそ4割を占め、次に人件費・動力費で3割を占めている。

④ 損益計算書の営業外費用は5,396万5,584円であった。営業外費用の殆どは、企業債の償還利子分となっている。また、特別損失8,857万7,398円は、合併時より懸念されていた使用料の未収金に係る不納欠損によるものである。これが地方公共団体の健全化法の比率に響いてまいります。これは最後に申し上げます。

以上、①から④の結果により、5,889万2,554円の単年度純損失を計上し、当年度末処理欠損金は5億5,861万2,473円となった。

(2) 資本的収入及び支出

- ① 収入は2億4,585万4千円で、内訳は企業債2億900万円、工事負担金667万8千円、他会計補助金として一般会計より上水道分が1,140万7千円と簡易水道分が1,829万2千円となっている。
- ② 支出は、後閑地内では穴切地区農道整備に伴う支障水道管移設工事等、月夜野地内では大額地区配水管布設工事等、下津・上津地内では村主橋水道管架け越し工事等に加え、主に水上地区の量水器交換工事等、3,665万3,950円であり、仮払消費税等の174万4,151円が含まれている。なお、湯桧曾地区舗装本復旧工事は本体工事期間の延長に伴い、建設改良費の繰越額が225万7,500円報告された。
- ③ 企業債償還金2億8,842万6,501円は、貸借対照表中企業債に対する償還額であり、平成20年3月31日現在の未償還元金額は10億2,990万661円で、償還方法については元金及び利息合計額の均等返済方法である。なお償還利子の軽減を図るため、金利7%以上の財政投融资資金1億5,716万9,316円と金利6.8%以上の公営企業金融公庫資金4,057万9,672円の借換えを行っている。

(3) その他

- ① 未収金1億1,392万2,359円のうち、平成20年3月末現在の水道料金収入未済額は、1億811万5,859円である。平成19年度3月納入分が事務処理上4月以降に繰り越された3,621万880円を差し引いた繰越未収金は7,190万4,979円である。この繰越未収金の大部分は時効等により、徴収不能のものであり、早急に適正な処理が強く望まれる。
- ② 経営成績においては、本年度の営業収益営業利益率（営業収益に対する営業利益の割合であり、この比率が高いほど効率の良い営業がされている。）が20.4%となった。前年の17.66%に比し、2.38ポイント向上しております。営業資本回転率（営業資本に対する営業収益の割合であり、期間中に営業資本の何倍の営業収益があったかを示すもので、この数値が高いほど経営資本の収益性が高いとされている。）は0.128回となった。前年の0.112回に比し、改善は見られますけれども、以前として低い状態でございます。
 また、経営資本営業利益率（経営活動のための投下資本がどれだけ利益を上げたかを示すもので、この数値が高いほど収益性が良好とされている。）は2.56%になった。前年の1.97%に比し、改善はされておりますが、以前として低い状態であることには間違いがありません。
 ア、営業収益では給水収益2億6,306万8,208円、その他営業収益は314万2,613円となった。
 イ、営業費用は施設管理の経費7,452万9,185円、人件費等の総係費は4,795万1,266円となった。減価償却費は9,029万5,576円となり、営業利益は5,334万9,723円となった。
 ウ、営業外収益では、他会計補助金2,882万1千円及び雑収益147万9,705円（不要消費税振替含む）となった。
 エ、営業外費用は企業債及び一時借入金の利子分5,316万4,830円、雑支出80万754円となった。以上、本年度の純損失は5,889万2,554円となった。
- ③ 年度末一時借入金が1億4千万円あり、昨年度より1千万円減少したものの、その返済のために借換えを繰り返して充当している。この一時借入金は実質は返済の目途のない固定負債たる長期借入金で、公営企業法上認められない経理であり、早急な対策が強く望まれる。

(4) 事業運営

水道事業の改善を図るため、町長からの諮問を受け、平成18年6月には、水道料金審議会を立ち上げ、平成19年4月分から旧水上地区の料金改定が実施された。また、平成19年8月には、みなかみ町上下水道改善検討委員会を立ち上げ、平成19年11月2日にその答申があり、みなかみ町水道事業の現状分析を基に「6年後の平成25年度累積赤字解消のための料金改定」等が盛り込まれている。これを着実に実行し、公営企業法上認められない一時借入金の確実な返済の基礎づくりが望まれる。

町税・公共料金滞納・収入未済額合計表

(単位：円)

項目	19. 3. 31現在	20. 3. 31現在	増 減
町 税	991,748,036	933,077,214	△58,670,822
国民健康保険税	164,618,301	158,393,403	△6,224,898
介護保険料	8,222,300	7,363,400	△858,900
上 水 道	184,314,965	108,115,859	△76,199,106
簡 易 水 道	45,566,217	41,451,710	△4,114,507
公共下水道	53,444,663	35,772,764	△17,671,899
町営住宅家賃	44,481,590	29,528,740	△14,952,850
保 育 料	1,018,990	1,111,866	92,876
給 食 費	3,689,837	5,496,104	1,806,267
温泉使用料	9,937,520	11,167,970	1,230,450
合 計	1,507,032,429	1,331,479,030	△175,563,389

上の表は、全ての町税ですとか公共料金の滞納あるいは収入未済額の合計表でございます。トータルで1億7,556万3,389円の減となっております。

これは、町当局の総力を上げた努力と落とすべきものは落とすという所謂不納欠損を進めた結果と考えております。

それにしても20年3月末現在で13億3,147万9,030円もの滞納、あるいは収納未済額がございます。これは危機的な状況でございます。何とか早めに解決できればと願っているところでございます。

第4 審査結果の総括意見

平成19年度の決算審査を行いまして、気が付いた点をまとめてみました。

平成19年度の決算審査は、合併に伴い顕在化し、町議会・町当局が一体となって、又はそれぞれに取り組んできた緊要な課題並びに前2年度の決算審査における諸問題を中心に審査した。

今後、克服すべき課題の一助として捉えていただければ幸いである。

1. 歳入では、町税・公共料金の滞納・収入未済額の処理に町当局の総力を挙げた対処により、今後の方向性が示されつつある。

しかし、町税・公共料金は、町を支える礎である。その滞納・収入未済額を許すことは地域住民間に不公平を黙認する結果となる。

町当局としては、毅然とした厳しい対処により、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後益々厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれる。

2. 歳出では、健全財政に向けた配慮・努力を第一義として鋭意努力されていることが認められる。

さらに、予算の執行に当たっては、不用額を極力抑えるなど使用の効率化を徹底し、多大な歳入歳出差引額を生じさせた努力も評価される。

しかしながら、合併特例法の期限が切れる時を想定し、さらなる経常経費の削減が望まれる。

3. 施設等の統廃合について

旧三町村でそれぞれに保有していた各種公共施設等について、合併に伴う類似施設の増加などに対処するため、平成19年11月に町当局で「行財政改革行動指針」を策定し、「みなかみ町公共施設の統廃合等検討委員会」を立ち上げた。その中間報告書が、平成20年6月に提出されている。

示された意見に真摯に対処し、実施できる事項から弛みない実行が望まれる。

4. 第3セクター等関係団体について

民営事業に対する行政の介入は、今後強く求められる行政サービスのあるべき姿・財政運営のスリム化に逆行するものであることを念頭におかれまして、補助金・委託契約の全面的な見直しに着手する必要があるかと思われまます。

5. 町有財産の管理について

前記3を含め、不要資産の処分等、全体的な見直しが急務である。また賃貸借されている固定資産については、その必要性の再検討と賃貸借価額の適正について常に見直しを行うことが望まれる。

大部分が平成6年頃の価格によったままになっているようでございます。

6. 企業会計について

水道事業については、みなかみ町水道料金審議会の答申を受け、平成19年4月から段階的な水道料金の引き上げが水上地区で行われ、新料金を基に町上下水道課が「水道事業将来推計（計画）」を策定した。

この将来推計（計画）を基に「上下水道経営改善検討委員会」が平成19年8月に立ち上げられ、平成19年11月にはその答申があり、料金改定を含む今後のあるべき姿「公営企業上認められない一時借入金1億4千万円と繰越未収金1億4,388万8,623円の処理」についての意見が示された。この答申を十二分に検討し、料金改定を含め、真摯な対応が強く望まれるところである。

以上、要望事項を含め意見を記したところであるが、みなかみ町の将来に向けての対応を望むものである。

平成19年度決算について、出納関係帳票及び証書類を照合し、その内容を試査の方法により審査した結果、一般会計・特別会計・企業会計を通じ、会計処理は適法適正であると認めましたので報告致します。

また、21ページですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが施行されまして、19年度から健全化比率等を策定いたしまして、いわゆる算定基礎となる事項が正しいかどうかということで、町の監査委員の監査を受けてから議会に報告を下さいということになりました。

平成19年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものであります。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められましたのでご報告申し上げます。

下の表の①から④が財政健全化の指標の基となっております。

そして、表の右側に早期健全化基準というのがございます。この基準をオーバーしてしまいますと、健全化計画の策定をいたしまして、県・国に提出しなければならないということになってまいります。

記

健全化判断比率	平成19年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	—	13.47 (%)	
② 連結実質赤字比率	—	18.47 (%)	
③ 実質公債費比率	19.9 (%)	25.0 (%)	
④ 将来負担比率	121.4 (%)	350.0 (%)	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成19年度の実質収支が、893,478千円の黒字であり、問題ない。

② 連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質収支が、1,197,110千円の黒字であり、全く問題ない。

③ 実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は19.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っていますが、ただし18%を超えると起債制限団体になってしまいます。これは、次のページで申し上げます。

④ 将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は121.4%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っておりまして、全く問題はございません。

(3) 是正改善を要する事項

実質公債費比率については、財政健全化基準を下回っているため、健全化計画の提出は要しませんが、地方債の許可基準である18%を上回っているため、公債費適正化計画に基づき、計画的な地方債の運用に努める必要があります。近年中に18%を達成されることが強く求められるところであります。

平成19年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、健全化法第3条により監査委員の審査に付されるものであり、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施させていただきました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	平成19年度	経営健全化基準	備 考
① 資金不足比率	10.6%	20.0%	

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

合併当初より懸案事項となっていた長期未収金の調査がほぼ終了し、その調査結果による徴収不納額8,857万7,398円(税抜き)を全額不納欠損処分したため、資金不足が2,947万7,724円発生し、資金不足比率が10.6%となった。

しかし、これは一時的な状況でありまして、平成20年度は経常損益においては利益が見込まれており問題ないものと認められます。

ただ、残った未収金をどう処理するかにもよりますが、それほど心配はないと思われま

代表監査委員(阿部一君) 以上、ご説明申し上げましたが、決算審査の意見とさせていただきます。どうも有り難うございました。

議 長(傳田創司君) 以上で、決算審査の報告を終わります。
監査委員の方々並びに関係者の方々には大変にご苦労様でした。

議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。15時25分より再開いたします。
(15時10分 休憩)

(15時25分 再開)

議 長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- 議 長（傳田創司君） これより質疑に入ります。質疑は簡明に願います。
まず、認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第1号の質疑を終結いたします。
次に、認定第2号、平成19年度みなかみ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第2号の質疑を終結いたします。
次に、認定第3号、平成19年度みなかみ町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定3号の質疑を終結いたします。
次に、認定第4号、平成19年度みなかみ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第4号の質疑を終結いたします。
次に、認定第5号、平成19年度みなかみ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第5号の質疑を終結いたします。
次に、認定第6号、平成19年度みなかみ町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第6号の質疑を終結いたします。
次に、認定第7号、平成19年度みなかみ町水道事業会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第7号の質疑を終結いたします。
次に、認定第8号、平成19年度みなかみ町利根沼田広域観光センター特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第8号の質疑を終結いたします。
次に、認定第9号、平成19年度みなかみ町自家用有償バス事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第9号の質疑を終結いたします。
次に、認定第10号、平成19年度みなかみ町スキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第10号の質疑を終結いたします。
次に、認定第11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ありませんので、これにて認定第11号の質疑を終結いたします。

委員会付託

議長（傳田創司君） お諮りいたします。

認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号、平成19年度みなかみ町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第11号、みなかみ町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託する事に決定いたしました。

議長（傳田創司君） 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、総て終了いたしました。

散会

議長（傳田創司君） 明日は、午前9時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 15時30分 散会 ）